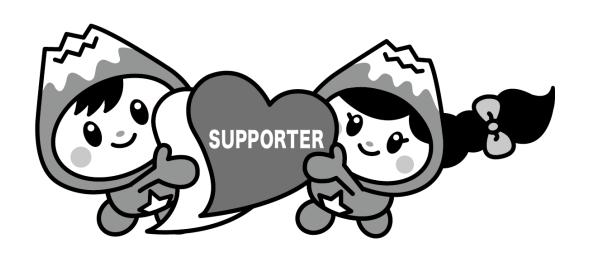
第5期富士見市障がい者支援計画

第6次富士見市障がい者計画第6期富士見市障がい福祉計画第2期富士見市障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も、 ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ



富士見市

はじめに

富士見市では、平成30年3月に第4期富士見市障がい者支援計画を策定し、「障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ」を基本理念とした施策を推進してまいりました。



この間、国においては、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がい者の生活や就労に係るサービスの充実が図られてまいりました。また、障害者文化芸術活動推進法や改正バリアフリー法、読書バリアフリー法の施行、令和2年には、聴覚障害者等電話利用円滑化法が制定されるなど、社会参加促進に関わる法整備が進められてきております。

その一方で、障がい者の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の 支援や医療的ケア児への支援、精神障がい者の地域移行の促進、障がい特性に 応じたサービスの充実など、様々な課題への対応が求められております。

本計画では、上位計画である第6次基本構想・第1期基本計画の目標を踏まえ、こうした障がい者を取り巻く状況の変化や多様なニーズに対応していくため、各分野にわたる施策の方向及び取組みを示しております。推進にあたっては、行政のほか当事者やご家族、地域、事業所等が連携・協力して取り組むことが重要となりますので、皆様方の、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました障害者施策推 進協議会および専門部会の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメ ントを通じて、貴重なご意見をくださいました市民の皆様に、心から感謝を申 し上げます。

令和3年4月

富士見市長 星 野 光 弘

目 次

第1	草 計画東定にめにつ (1	İ
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	
5	計画の策定体制	3
第2	2章 障がい者を取り巻く状況10)
1	障がい者数などの推移	0
2	アンケート調査結果	
3	当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施結果4	4
4	今後の施策推進に向けた課題5	2
第3	3章 計画の基本理念及び基本目標55	5
1	基本理念5	5
2	基本目標5	6
3	施策の体系5	8
第4	-章 施策の展開59)
1	理解と交流の促進	9
(1		
	2)当事者参画の推進	
2	相談・情報提供・権利擁護の充実6	
(1	し)相談体制の強化	2
(2	2)情報提供の充実	3
(3	3)権利擁護の推進	4
3	安心して暮らせるまちづくり	5
•	し)防災・防犯体制の強化	
(2	2) 施設などのバリアフリーの推進	6
(3	3) 道路環境・公共交通の整備	
(/	1) 竪刍時連絡休制の推進 6	7

4	保健・医療サービスの充実	. 68
(1) 精神保健・難病疾患などへの支援	. 68
(2) 歯科保健の推進	69
5	福祉サービスの充実	. 70
(1) 日常生活支援の充実	. 70
(2) 外出支援の充実	. 71
(3) 住まいの充実	. 71
6	障がい児支援の充実	. 72
(1) 早期発見と療育の推進	. 72
(2) 障がい児保育の推進	. 73
(3) 学校教育の充実	. 74
(4) 放課後支援の充実	. 75
7	社会参加支援の充実	. 76
(1) 雇用・就労支援の充実	. 76
(2) 生涯学習支援の充実	. 77
(3) スポーツ活動・文化芸術活動の推進	. 78
(O) /、ペ・ / 旧到 人口AMID到 // IEE	
(
	5章 障害福祉サービスの推進	
第5	5章 障害福祉サービスの推進8	30
第 <i>5</i>	5章 障害福祉サービスの推進	30 . 80
第 5 1 2	5章 障害福祉サービスの推進8 数値目標 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	30 . 80
第 5 1 2 3	5章 障害福祉サービスの推進 数値目標 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み	30 . 80 . 89
第 5 1 2	5章 障害福祉サービスの推進8 数値目標 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	30 . 80 . 89
第 5 1 2 3 4	5章 障害福祉サービスの推進	30 . 80 . 89 . 94
第 5 1 2 3 4	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 管害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10	30 . 80 . 89 . 94
第5 1 2 3 4 第6	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 第書福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10 計画の推進体制. 10	BO . 80 . 89 . 94 . 96
第5 1 2 3 4	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 管害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10	BO . 80 . 89 . 94 . 96
第5 1 2 3 4 第6 1 2	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 管害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10 計画の推進体制. 計画の進行管理.	30 . 80 . 89 . 94 . 96
第5 1 2 3 4 第6 1 2	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 管害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10 計画の推進体制. 計画の進行管理.	BO . 80 . 89 . 94 . 96
第5 1 2 3 4 第6 1 2	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 管害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10 計画の推進体制. 計画の進行管理.	30 . 80 . 89 . 94 . 96 . 102 . 103
第 1 2 3 4 第 1 2 資料	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10 計画の推進体制. 計画の進行管理. 料編. 1	30 . 80 . 89 . 94 . 96 . 102 103
第 1 2 3 4 第 1 2 資 1	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標. 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み. 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み. 10 計画の推進体制. 計画の進行管理. 10 計画の第定経過. 10	30 80 89 94 96 102 103 104 104
第 1 2 3 4 第 1 2	5章 障害福祉サービスの推進. 8 数値目標.	30 . 80 . 89 . 94 . 96 . 102 103 104 105 107
第 1 2 3 4 第 1 2 3 4 第 1 2 3	5章 障害福祉サービスの推進. 8数値目標.	30 . 80 . 89 . 94 . 96 . 102 103 . 104 . 105 . 107 . 108

※「障害」の「害」の字については、マイナスのイメージにつながり、誤解や偏見を受けるおそれがあるため、本計画においては、原則「障がい」という表記で統一しています。ただし、法律・計画名や制度・施設名、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています。



計画策定にあたって

∥1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、 複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を 抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

本市では、平成30年3月に策定した「第4期富士見市障がい者支援計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第5期富士見市障がい者支援計画」を策定することとしました。

近年の障がい者施策の動向

年	国の主な流れ
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) の施行
平成 28 年	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部施行
	改正発達障害者支援法の施行
	改正障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法施行
平成 30 年	高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正(改正バリアフリー法)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)施行
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の施行
令和2年	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (聴覚障害者等電話利用円滑化法)制定

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去しようと すること。

バリアフリー

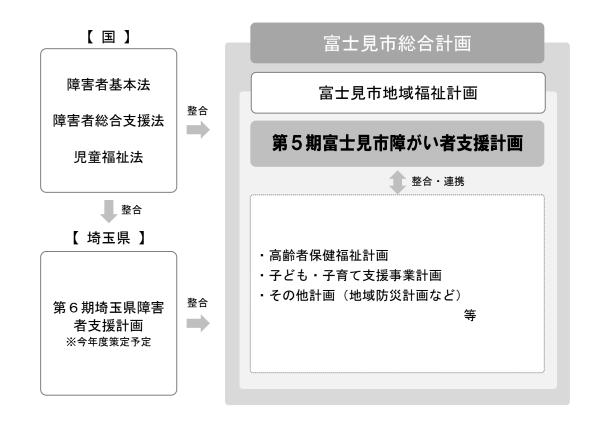
||2 計画の位置付け

障がい者支援計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市(行政)が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3計画を一体として策定したものです。

また、策定にあたっては、埼玉県障害者支援計画並びに富士見市総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



∥3 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む。)、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

||4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	 第4期計画			┣━━━ 第5期計画	
(第5次障がし	・者計画・第5期		(第6次障がし	↑者計画・第6其	
計画・第1	期障がい児福祉	上計画)	計画・第2	2期障がい児福祉	止計画)

∥5 計画の策定体制

策定にあたっては、障がい者福祉実態調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や 新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図ります。

また、市の施策の実施状況などについては、庁内の関係各課から実施状況の評価、今後の課題や取組の方向性について検討し、実態に即した見直しを図ります。

さらに、計画策定の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して策定します。

発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢に おいて発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象と されている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障が い、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。
高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記 憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいのこと。
—————————————————————————————————————	治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病。平成 25 年4月から障害者総合支援法に定める障がいのある人の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援などの対象となった。

||<参考>障がい者支援に関する近年の国の政策動向

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画(第4次)(平成30年閣議決定)

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、 その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

- 1. 東京2020パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進
- 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 〇当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 〇障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい 支援
- ○障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ○「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の 取組の推進

(2)関係法の動向

- ① 関連法の制定・改正
- ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)
- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セー フティネット機能を強化
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成30年)
- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正(平成30年)

・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年)

施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成30年)

・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等 の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を 定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正(令和元年)

• 国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する 措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特 定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進 等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛 り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備 に関する法律(令和元年)

・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年)

・ 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない人に対し、代替手段 を用いて情報を提供すること。

情報保障

(3) 障害福祉計画の見直しの動向

①基本的理念に係る事項

〇入所等から地域生活への移行

•日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保することなどにより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

○障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保

・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに、関係者が協力して取り組む

②障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

- 〇強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実及 び依存症対策の推進
- ・人材育成を通じて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制を確保する
- ・アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策について、関係職員への研修や幅広い普及啓発、自助グループを含む関係機関の連携により、本人及びその家族への支援を行う

日中サービス支援 型指定共同生活援 助 障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。

強度行動障害

心的緊張が社会的関係において非合理,攻撃的,自己破壊的な形で表出され,それが 反復される場合をいう。

③相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

〇相談支援体制の構築

・相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・ 充実に向けた検討を行う

〇発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制及び発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などを確保する

④障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

○地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する
- ・障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要であることを記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援のあり方について必要な協議が行われる体制整備を図る

○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

• 障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用などの実施形態を検討する

⑤障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

・令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行令和5(2023)年度末時点の施設入所者数を令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する

〇地域生活支援拠点等が有する機能の充実

・地域生活支援拠点等について、令和5(2023)年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

地域生活支援拠点 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急 時の対応などの必要な機能を備えた拠点のこと。

○福祉施設から一般就労への移行等

- 令和5(2023) 年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を令和元(2019) 年度実績の1.27倍以上とする
- 令和5(2023)年度中に就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続 支援B型事業に係る一般就労への移行者数の目標値をそれぞれ、令和元(2019) 年度実績の1,30倍以上、1,26倍以上及び1,23倍以上とする
- ・令和5(2023)年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する
- ・ 令和5(2023)年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の 事業所を全体の7割以上とする

○障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5(2023)年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- ・令和5(2023)年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどによりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ・令和5(2023)年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- 令和5(2023)年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

〇相談支援体制の充実
・強化等

・令和5(2023)年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・ 令和5(2023)年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の 質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

<富士見市手話言語条例>

富士見市手話言語条例が平成 27 年 12 月 15 日の富士見市議会において可決・成立しました。

本条例は「手話は言語である」という認識に基づき、

- 1、手話に対する理解を深め、広く普及する。
- 2、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整える。 これらを進めることで、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指しています。 本条例は市内に居住、在勤、在学する方、または市内で事業活動を行う個人、企業、 団体等を対象としています。

手話は言語です

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話をするときに、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。これまで手話は言語として認められてきませんでしたが、国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において「手話は言語である」と位置づけられました。

手話を学びたい方、興味のある方へ



富士見手話サークル活動の様子

- ・富士見手話サークル(問い合わせは「ぱれっと」まで 電話番号049-255-6610)
- 手話奉仕員養成講習会 初心者の方を対象に講習会(全46回)を開催しています。
- 手話通訳者養成講習会 手話通訳者を目指している方を対象に開催しています。手 話通訳 1、2 課程と実践課程を約2年間かけて学びます。
- ・はじめての手話体験講座 初めて手話を学ぶ方、手話に興味のある方を対象に開催 しています。



障がい者を取り巻く状況

|1 障がい者数などの推移

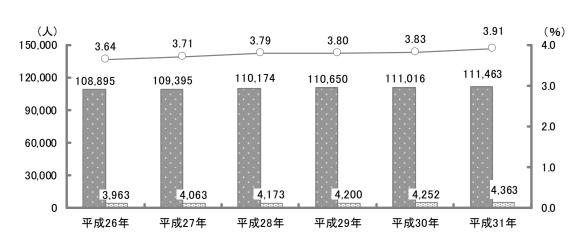
(1) 人口と障がい者数

① 人口と障がい者数の推移

本市の総人口は平成31年4月1日現在111,463人で、年々増加しています。

障害者手帳所持者数は、平成31年4月1日現在4,363人で、年々増加しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も3.91%と年々増加しています。





総人口

一 障害者手帳所持者数の割合

単位:人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	108, 895	109, 395	110, 174	110, 650	111, 016	111, 463
障害者手帳所持者数	3, 963	4, 063	4, 173	4, 200	4, 252	4, 363
障害者手帳所持者数の 割合(%)	3. 64	3. 71	3. 79	3. 80	3. 83	3. 91

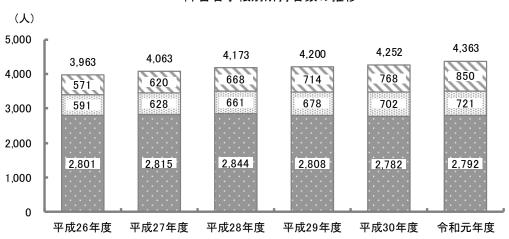
資料:人口(住民基本台帳、各年4月1日現在)、障害者手帳所持者数(各年4月1日現在)

② 障害者手帳別所持者数の推移

合計

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増減を繰り返 しており、令和元年度末現在2,792人となっています。

また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度末現在721人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和元年度末現在850人となっています。



障害者手帳別所持者数の推移

4, 200

所持者数 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 身体障害者手帳 2,801 2,815 2, 844 2,808 2, 792 2, 782 591 628 661 678 702 721 療育手帳数 620 768 850 精神障害者保健福祉手帳 571 668 714

4,063

4, 173

3, 963

(各年度末現在)

4, 363

4, 252

単位:人

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が1,011人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が656人となっています。また、5級、6級の手帳所持者数は微増傾向にあり、1級、4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位:人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	1, 024	1, 038	1, 046	1, 024	1, 005	1, 011
2級	410	415	413	410	416	409
3 級	446	442	451	443	449	445
4 級	673	664	670	662	650	656
5 級	122	123	131	131	127	134
6級	126	133	133	138	135	137
合計	2, 801	2, 815	2, 844	2, 808	2, 782	2, 792

(各年度末現在)

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、令和元年度末現在、肢体不自由が1,395人と最も多く、次いで内部障がいが958人となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位:人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	191	191	190	203	206	209
聴覚・平衡機能 障がい	186	187	192	187	192	194
音声・言語・そし ゃく機能障がい	40	37	39	36	38	36
肢体不自由	1, 557	1, 539	1, 512	1, 455	1, 425	1, 395
内部障がい	827	861	911	927	921	958
合計	2, 801	2, 815	2, 844	2, 808	2, 782	2, 792

(各年度末現在)

内部障がい

身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法においては、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい(HIV 感染症)、肝臓機能障がいのアつが該当する。

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和元年度末現在、B(中度)の手帳所持者数が208人で最も多く、次いでC(軽度)の手帳所持者数が204人となっています。また、全ての程度で手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位:人

						1 1== - / -
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(A) (最重度)	125	132	134	138	144	150
A(重度)	131	133	148	155	159	159
B(中度)	155	173	182	180	197	208
C(軽度)	180	190	197	205	202	204
合計	591	628	661	678	702	721

(各年度末現在)

(4) 精神障がいのある人の状況 _

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、2級の手帳所持者数が424人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が347人となっています。また、全ての等級で手帳所持者数は増加傾向にあります。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位:人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	55	64	76	78	74	79
2級	306	334	343	377	392	424
3級	210	222	249	259	302	347
合計	571	620	668	714	768	850

② 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度末現在1,500人で、年々増加しています。

自立支援医療受給者の推移

単位:人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者	1, 175	1, 220	1, 257	1, 333	1, 388	1, 500

(各年度末現在)

(5) 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、増減を繰り返しており、令和元年度末現 在808人です。

難病医療費等助成受給者の推移

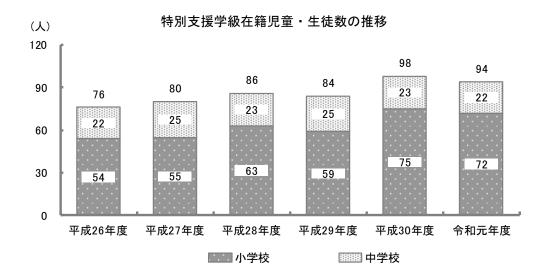
単位:人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者	843	807	788	808

(6) 就学等の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年度末現在72人で、増減を繰り返しています。中学校の生徒数では、令和元年度末現在22人で、ほぼ横ばいとなっています。

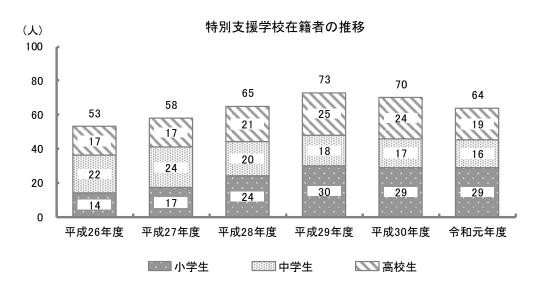


単位:人

						一一世・八
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	54	55	63	59	75	72
中学校	22	25	23	25	23	22
合計	76	80	86	84	98	94

② 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和元年度末現在29人で、平成29年度以降横ばい傾向にあります。また、中学生は令和元年度末現在16人で、減少傾向にあり、高校生は令和元年度末現在19人で、平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しています。

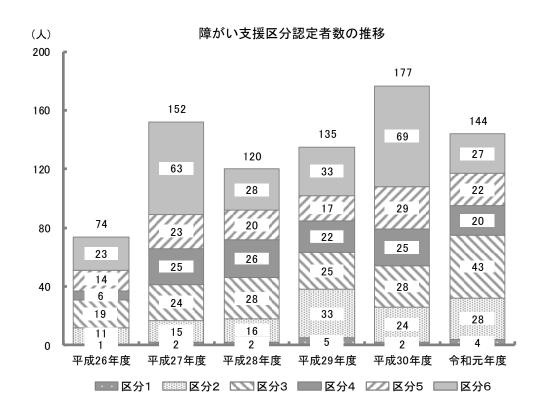


単位:人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学生	14	17	24	30	29	29
中学生	22	24	20	18	17	16
高校生	17	17	21	25	24	19
合計	53	58	65	73	70	64

(7) 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度末現在、区分3が43人で最も多く、次いで区分2が28人となっています。



単位:人

						- 平匹・八
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 1	1	2	2	5	2	4
区分2	11	15	16	33	24	28
区分3	19	24	28	25	28	43
区分4	6	25	26	22	25	20
区分5	14	23	20	17	29	22
区分6	23	63	28	33	69	27
合計	74	152	120	135	177	144

低い		必要とされる支援の度合い高い					
非該当	区分	区分 2	区分	区分	区分 5	区分 6	

∥2 アンケート調査結果

(1)調査の概要

① 調査の目的

新たな計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

障害者手帳をお持ちの方、手帳をお持ちでなく障がい福祉サービスを利用している 方や自立支援医療の給付を受けている方などを無作為抽出

③ 調査期間

令和2年8月11日から令和2年8月28日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
3,300 通	1,848 通	56.0%

⑥ 調査結果の表示方法

- •回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合 があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と 単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計と は、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並 べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計 方法です。

(2)調査結果

① 障がいのある人の状況

〇主な障がい・疾患がわかった年齢

「50~64歳」の割合が18.8%と最も高く、次いで「0~5歳」の割合が16.1%、「40~49歳」の割合が13.0%となっています。

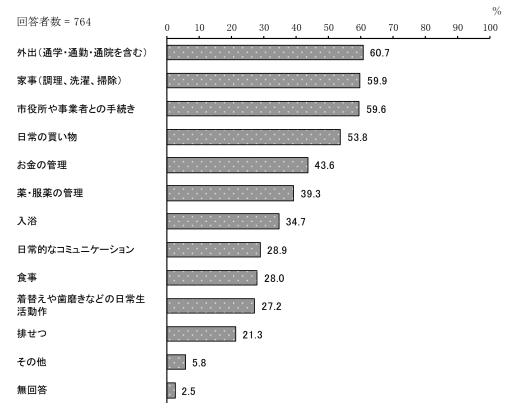
所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「O~5歳」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「19~29歳」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「50~64歳」の割合が高くなっています。

	全体 (回答者数 = 1,848)	身体障害者 手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者 (回答者数 = 238)	精神障害者手帳 所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持って いない (回答者数 = 428)
0~5歳	16.1%	13.6%	71.8%	5. 0%	4. 0%
6~18歳	7. 4%	4. 5%	16.4%	10.1%	7. 9%
19~29 歳	11.5%	4. 0%	2. 1%	34. 5%	21.3%
30~39 歳	11.5%	7.9%	1.3%	23. 9%	17. 3%
40~49 歳	13.0%	13.9%	2. 1%	13.9%	15. 4%
50~64 歳	18.8%	26.6%	0.4%	5. 9%	16.1%
65~74 歳	9.3%	14. 2%	0.8%	0. 4%	6. 5%
75 歳以上	1.4%	2. 3%	-	0.8%	0. 2%
わからない	1.4%	1.1%	0.8%	2. 1%	1. 4%
無回答	9.8%	11.9%	4. 2%	3. 4%	9. 8%

〇 介助や支援が必要な場面

「外出(通学・通勤・通院を含む)」の割合が60.7%と最も高く、次いで「家事(調理、洗濯、掃除)」の割合が59.9%、「市役所や事業者との手続き」の割合が59.6%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「市役所や事業者との手続き」の割合が、身体障害者手帳で「外出(通学・通勤・通院を含む)」、「家事(調理、洗濯、掃除)」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「家事(調理、洗濯、掃除)」の割合が高くなっています。



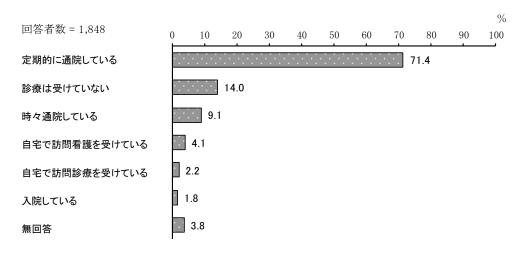
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 405)	療育手帳所持者 (回答者数 = 192)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 117)	いずれも持っていない (回答者数 = 88)
1位	外出(通学・通勤・通 院を含む) 62.5%	市役所や事業者との手 続き83.9%	家事(調理、洗濯、掃除) 54.7%	外出(通学・通勤・通 院を含む)54.5%
2位	家事(調理、洗濯、掃除) 59.3%	お金の管理 76.0%	市役所や事業者との手 続き 47.9%	家事(調理、洗濯、掃除)54.5%
3位	日常の買い物 57.3%	外出(通学・通勤・通 院を含む) 72.9%	外出(通学・通勤・通 院を含む) 44.4%	日常の買い物 46.6%
4位	市役所や事業者との手 続き 56.0%	家事(調理、洗濯、掃除) 68.2%	お金の管理 40.2%	市役所や事業者との手 続き 45.5%
5位	入浴 41.0%	日常の買い物 62.0%	日常の買い物 36.8%	薬・服薬の管理 33.0%

② 保健・医療について

○ 医師の診療や訪問介護の受診の有無

「定期的に通院している」の割合が71.4%と最も高く、次いで「診療は受けていない」の割合が14.0%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳で「定期的に通院している」の割合が高くなっています。

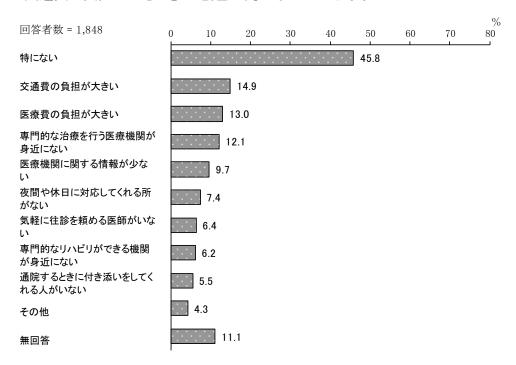


	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者(回答	精神障害者手帳所持者	いずれも持っていない
	(回答者数 = 958)	者数 = 238)	(回答者数 = 238)	(回答者数 = 428)
1位	定期的に通院している	定期的に通院している	定期的に通院している	定期的に通院している
1 12	66.3%	53. 8%	87. 4%	83.6%
2位	診療は受けていない	診療は受けていない	自宅で訪問看護を受け	診療は受けていない
₹ 111	15.8%	29. 4%	ている 6.7%	7.0%
3位	時々通院している	時々通院している	時々通院している	時々通院している
3 14	10. 2%	13. 9%	6. 7%	6. 1%
4位	自宅で訪問看護を受け	自宅で訪問看護を受け	診療は受けていない	自宅で訪問看護を受け
4 111	ている 5.1%	ている 2.5%	5.9%	ている 2.6%
5位	自宅で訪問診療を受け	自宅で訪問診療を受け	自宅で訪問診療を受け	入院している
3 <u>14</u>	ている 3.4%	ている 1.7%	ている1.3%	1.4%

○ 医師の診療や定期健診、リハビリを受けるにあたっての困りごと

「特にない」の割合が45.8%と最も高く、次いで「交通費の負担が大きい」の割合が14.9%、「医療費の負担が大きい」の割合が13.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」、「医療機関に関する情報が少ない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「交通費の負担が大きい」の割合が高くなっています。



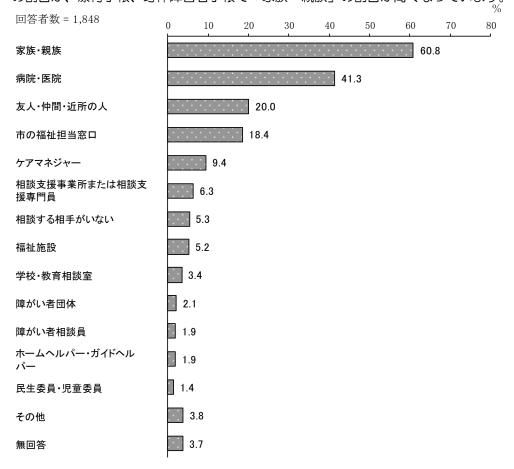
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者(回答者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	特にない	特にない	特にない	特にない
	49.9%	40.8%	37.8%	43.2%
2位	交通費の負担が大きい	専門的な治療を行う医療機関が身近にない	交通費の負担が大きい	医療費の負担が大きい
	11.5%	23.9%	22.7%	23.1%
3位	医療費の負担が大きい 10.0%	医療機関に関する情報 が少ない 17. 2%	夜間や休日に対応して くれる所がない 16.0%	交通費の負担が大きい 20.1%
4位	専門的な治療を行う医療機関が身近にない	交通費の負担が大きい	医療費の負担が大きい	専門的な治療を行う医療機関が身近にない
	9.2%	11.8%	13.4%	15.0%
5位	気軽に往診を頼める医師がいない 7.1%	通院するときに付き添 いをしてくれる人が いない 10.5%	医療機関に関する情報 が少ない 13.4%	医療機関に関する情報 が少ない 9.3%

③ 相談や情報入手について

〇 困ったときの相談相手

「家族・親族」の割合が60.8%と最も高く、次いで「病院・医院」の割合が41.3%、「友人・仲間・近所の人」の割合が20.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「家族・親族」、「病院・医院」 の割合が、療育手帳、身体障害者手帳で「家族・親族」の割合が高くなっています。



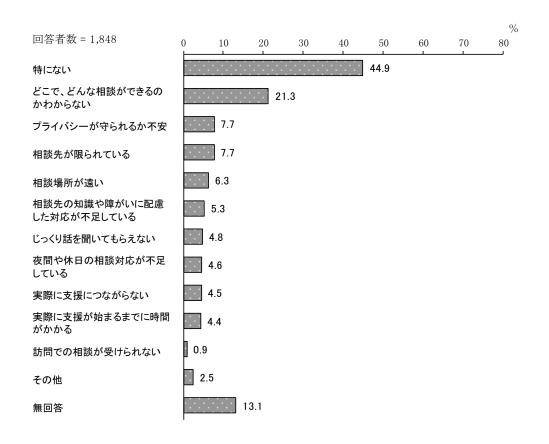
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者(回答 者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	家族·親族	家族・親族	家族・親族	家族・親族
	58.6%	60.1%	58.8%	65.2%
2位	病院・医院 36.7%	相談支援事業所または 相談支援専門員 23.9%	病院・医院 58.4%	病院・医院 51.6%
3位	市の福祉担当窓口	市の福祉担当窓口	市の福祉担当窓口	友人・仲間・近所の人
	20.0%	21.8%	24.8%	24.1%
4位	友人・仲間・近所の人	病院・医院	友人・仲間・近所の人	市の福祉担当窓口
	17.2%	21.4%	24.4%	11.0%
5位	ケアマネジャー 14.3%	学校・教育相談室 20.6%	相談支援事業所または 相談支援専門員 9.7%	相談する相手がいない 5.4%

ケアマネジャー 本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うサービス及びその事業者のこと。

○ 悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていること

「特にない」の割合が44.9%と最も高く、次いで「どこで、どんな相談ができるのかわからない」の割合が21.3%となっています。

所持手帳別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「どこで、どんな相談ができるのかわからない」の割合が高くなっています。

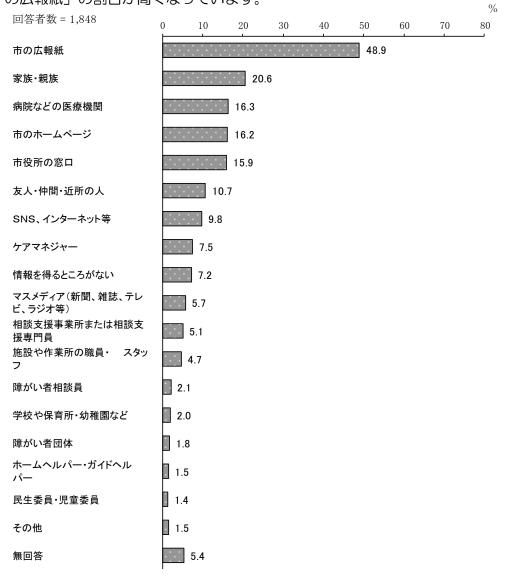


	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者(回答	精神障害者手帳所持者	いずれも持っていない
	(回答者数 = 958)	者数 = 238)	(回答者数 = 238)	(回答者数 = 428)
1位	特にない	特にない	特にない	特にない
	50.9%	31.9%	24. 4%	47. 2%
2位	どこで、どんな相談が	どこで、どんな相談が	どこで、どんな相談が	どこで、どんな相談が
	できるのかわからない	できるのかわからない	できるのかわからない	できるのかわからない
	18. 3%	27. 7%	23. 1%	23. 6%
		相談先の知識や障がい		
3位	プライバシーが守られ	に配慮した対応が不足	相談場所が遠い	プライバシーが守られ
	るか不安 5.7%	している	15. 1%	るか不安 10.3%
		11.3%		

〇 市のサービスの情報の入手先

「市の広報紙」の割合が48.9%と最も高く、次いで「家族・親族」の割合が20.6%、「病院などの医療機関」の割合が16.3%となっています。

所持手帳別でみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳で「市 の広報紙」の割合が高くなっています。

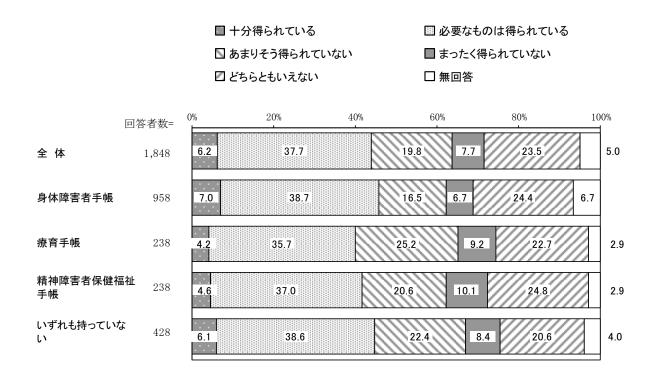


	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者 (回答 者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	市の広報紙 52.9%	市の広報紙 33.6%	市の広報紙 38.2%	市の広報紙 51.4%
2位	家族・親族 19.6%	家族・親族 28.2%	市役所の窓口 23.5%	市のホームページ 24.5%
3位	市役所の窓口 16.0%	相談支援事業所または 相談支援専門員 20.2%	家族・親族 22.7%	病院などの医療機関 20.6%
4位	病院などの医療機関 15.0%	友人・仲間・近所の人 19.3%	病院などの医療機関 21.0%	家族・親族 16.1%
5位	市のホームページ 13.3%	市役所の窓口 18.9%	市のホームページ 19.7%	SNS、インターネッ ト等 12.6%

○ 市のサービスの情報は、十分に得られているか

「必要なものは得られている」の割合が37.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が23.5%、「あまりそう得られていない」の割合が19.8%となっています。

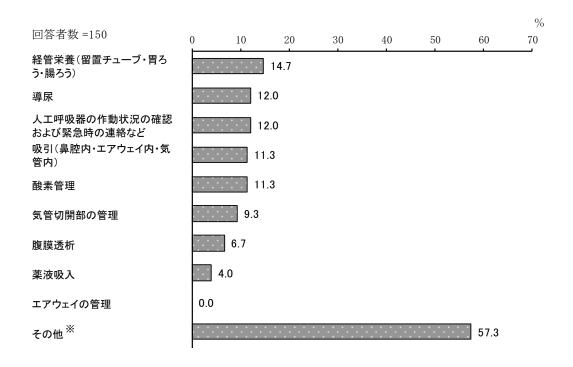
所持手帳別でみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳で「必要なものは得られている」の割合が高くなっています。



④ 医療的ケアについて

○ 医療的な支援(医療的ケア)の受診状況

医療的ケアを受けている人の状況をみると、その他以外では、「経管栄養(留置チューブ・胃ろう・腸ろう)」の割合が14.7%と最も高く、次いで「導尿」「人工呼吸器の作動状況の確認および緊急時の連絡など」の割合が12.0%となっています。



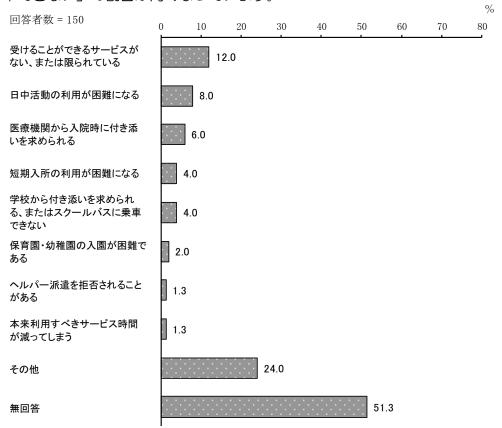
※その他の回答:人工透析、腎臓透析、血液検査、大腸検査、義足の調整、ペースメーカー埋込 など

チューブやカテーテルなどを使い、胃や腸に必要な栄養を直接注入すること。

○ 日常生活の中で、医療的ケアに関して困っていること

「受けることができるサービスがない、または限られている」の割合が12.0%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「受けることができるサービスがない、 または限られている」、「学校から付き添いを求められる、またはスクールバスに乗 車できない」の割合が高くなっています。



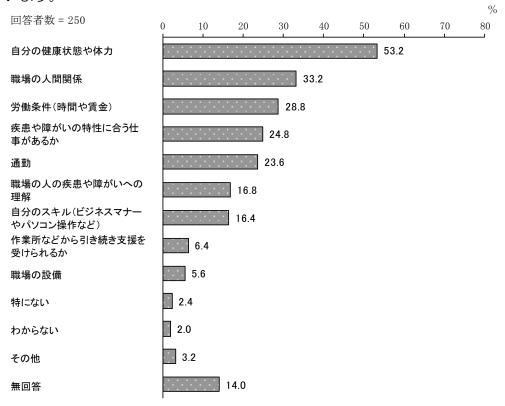
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 128)	療育手帳所持者(回答 者数 = 7)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 12)	いずれも持っていない (回答者数 = 13)
1位	受けることができるサ ービスがない、または 限られている 11.7%	受けることができるサ ービスがない、または 限られている 71.4%	受けることができるサ ービスがない、または 限られている8.3%	受けることができるサ ービスがない、または 限られている 15.4%
2位	日中活動の利用が困難 になる 8.6%	学校から付き添いを求められる、またはスクールバスに乗車できない 57.1%	日中活動の利用が困難になる8.3%	日中活動の利用が困難になる 7.7%
3位	医療機関から入院時に 付き添いを求められる 6.3%	日中活動の利用が困難 になる 42.9%	_	医療機関から入院時に 付き添いを求められる 7.7%
4位	短期入所の利用が困難 になる 4.7%	短期入所の利用が困難 になる 42.9%	_	_
5位	学校から付き添いを求められる、またはスクールバスに乗車できない 4.7%	医療機関から入院時に 付き添いを求められる 42.9%	_	_

⑤ 日中の活動や仕事の状況について

○ 働くにあたって、特に心配なこと

「自分の健康状態や体力」の割合が53.2%と最も高く、次いで「職場の人間関係」の割合が33.2%、「労働条件(時間や賃金)」の割合が28.8%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳で「自 分の健康状態や体力」の割合が、療育手帳で「職場の人間関係」の割合が高くなって います。

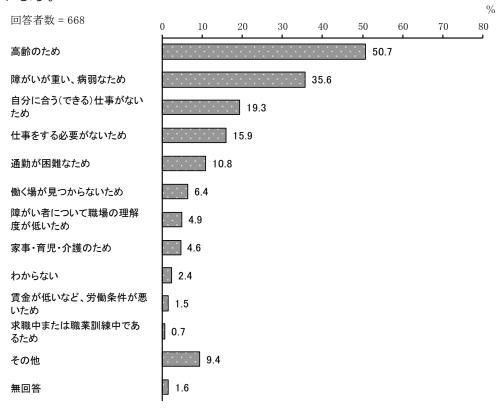


	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 80)	療育手帳所持者(回答 者数 = 38)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 60)	いずれも持っていない (回答者数 = 74)
1位	自分の健康状態や体力 46.3%	職場の人間関係 47.4%	自分の健康状態や体力 51.7%	自分の健康状態や体力 74.3%
2位	労働条件(時間や賃 金)30.0%	疾患や障がいの特性に 合う仕事があるか 23.7%	職場の人間関係 41.7%	職場の人間関係 32.4%
3位	疾患や障がいの特性に 合う仕事があるか 26.3%	作業所などから引き続 き支援を受けられるか 23.7%	職場の人の疾患や障が いへの理解 28.3%	労働条件 (時間や賃 金) 29.7%
4位	通勤 25.0%	労働条件(時間や賃 金)21.1%	労働条件(時間や賃 金)25.0%	通勤 25.7%
5位	職場の人間関係 16.3%	自分の健康状態や体力 21.1%	疾患や障がいの特性に 合う仕事があるか 25.0%	疾患や障がいの特性に 合う仕事があるか 24.3%

〇 仕事はしたくない、できないと思う理由

「高齢のため」の割合が50.7%と最も高く、次いで「障がいが重い、病弱なため」の割合が35.6%、「自分に合う(できる)仕事がないため」の割合が19.3%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「高齢のため」の割合が、療育 手帳、精神障害者保健福祉手帳で「障がいが重い、病弱なため」の割合が高くなって います。



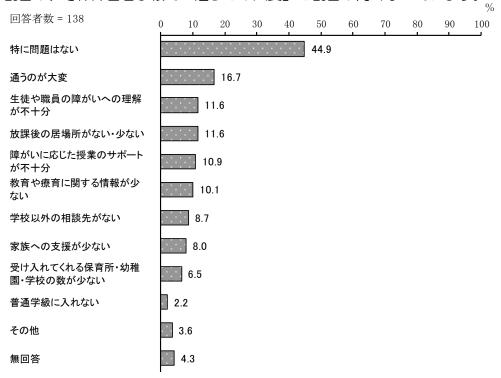
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 440)	療育手帳所持者(回答者数 = 46)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 82)	いずれも持っていない (回答者数 = 101)
1位	高齢のため 62.7%	障がいが重い、病弱な ため 54.3%	障がいが重い、病弱な ため 42.7%	高齢のため 44.6%
2位	障がいが重い、病弱な ため 35.2%	自分に合う (できる) 仕事がないため 32.6%	自分に合う (できる) 仕事がないため 29.3%	障がいが重い、病弱な ため 29.7%
3位	仕事をする必要がない ため 18.9%	障がい者について職場 の理解度が低いため 17.4%	障がい者について職場 の理解度が低いため 15.9%	自分に合う(できる) 仕事がないため 25.7%
4位	自分に合う(できる) 仕事がないため 13.9%	働く場が見つからない ため 15.2%	通勤が困難なため 13.4%	仕事をする必要がない ため 12.9%
5位	通勤が困難なため 9.8%	通勤が困難なため 13.0%	働く場が見つからない ため 12.2%	家事・育児・介護のた め 9.9%

⑥ 通園・通学について

○ 通園・通学などで困っていること

「特に問題はない」の割合が44.9%と最も高く、次いで「通うのが大変」の割合が16.7%、「生徒や職員の障がいへの理解が不十分」、「放課後の居場所がない・少ない」の割合が11.6%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「特に問題はない」の割合が、身体障害者手帳で「通うのが大変」の割合が高くなっています。 %

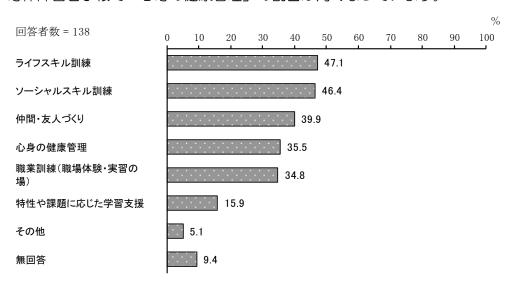


	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 29)	療育手帳所持者(回答 者数 = 92)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 4)	いずれも持っていない (回答者数 = 26)
1位	通うのが大変 34.5%	特に問題はない 37.0%	特に問題はない 75.0%	特に問題はない 61.5%
2位	特に問題はない 34.5%	通うのが大変 18.5%	生徒や職員の障がいへ の理解が不十分 25.0%	生徒や職員の障がいへ の理解が不十分 23.1%
3位	受け入れてくれる保育 所・幼稚園・学校の数 が少ない 17.2%	放課後の居場所がな い・少ない 15.2%	受け入れてくれる保育 所・幼稚園・学校の数 が少ない 25.0%	通うのが大変 11.5%
4位	放課後の居場所がな い・少ない 17.2%	教育や療育に関する情 報が少ない 14.1%	家族への支援が少ない 25.0%	障がいに応じた授業の サポートが不十分 7.7%
5位	学校以外の相談先がな い 10.3%	障がいに応じた授業の サポートが不十分 13.0%		放課後の居場所がな い・少ない 3.8%

○ 卒業後、地域で日常生活を送るために必要なこと

「ライフスキル訓練」の割合が47.1%と最も高く、次いで「ソーシャルスキル訓練」 の割合が46.4%、「仲間・友人づくり」の割合が39.9%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「ソーシャルスキル訓 練」の割合が、療育手帳で「ライフスキル訓練」の割合が高くなっています。また、 身体障害者手帳で「心身の健康管理」の割合が高くなっています。



	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 29)	療育手帳所持者(回答 者数 = 92)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 4)	いずれも持っていない (回答者数 = 26)
1位	心身の健康管理	ライフスキル訓練	ソーシャルスキル訓練	仲間・友人づくり
	48.3%	64.1%	100.0%	57.7%
2位	仲間・友人づくり	ソーシャルスキル訓練	仲間・友人づくり	心身の健康管理
	44.8%	56.5%	50.0%	50.0%
3位	ソーシャルスキル訓練	職業訓練(職場体験・	職業訓練(職場体験・	ソーシャルスキル訓練
	34.5%	実習の場) 46.7%	実習の場) 25.0%	15.4%
4位	ライフスキル訓練	仲間・友人づくり	ライフスキル訓練	特性や課題に応じた学
	31.0%	32.6%	25.0%	習支援 11.5%
5位	職業訓練(職場体験・	心身の健康管理	心身の健康管理	職業訓練(職場体験・
	実習の場) 24.1%	30.4%	25.0%	実習の場)7.7%

移動や買い物、福祉サービスの利用方法など、日常生活に必要な能力。 ライフスキル

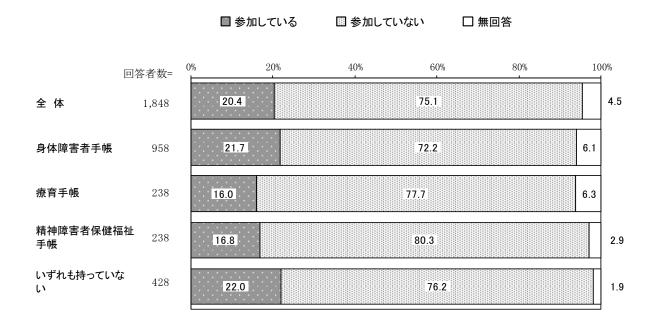
ソーシャルスキル 社会の中で自立し主体的であるとともに、他の人との協調を保って生きるために必要 とされる、生活上の能力。社会技能。

⑦ 趣味の活動や地域の活動について

○ 趣味の活動や地域の活動への参加状況

「参加している」の割合が20.4%、「参加していない」の割合が75.1%となっています。

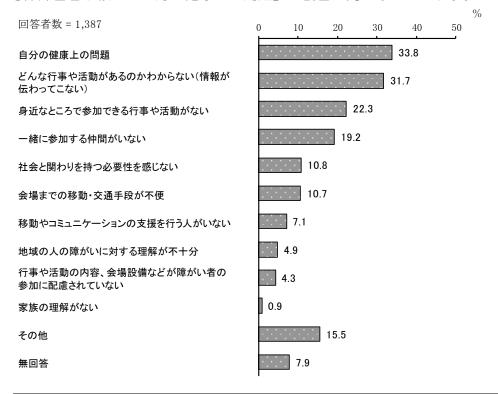
所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳で、「参加していない」の割合が高くなっています。



○ 趣味の活動や地域の活動へ参加していない理由

「自分の健康上の問題」の割合が33.8%と最も高く、次いで「どんな行事や活動があるのかわからない(情報が伝わってこない)」の割合が31.7%、「身近なところで参加できる行事や活動がない」の割合が22.3%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「どんな行事や活動があるのかわからない(情報が伝わってこない)」、「身近なところで参加できる行事や活動がない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「どんな行事や活動があるのかわからない(情報が伝わってこない)」、「自分の健康上の問題」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「自分の健康上の問題」の割合が高くなっています。

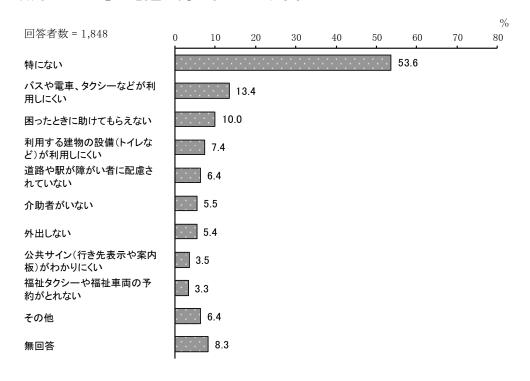


	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 692)	療育手帳所持者(回答 者数 = 185)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 191)	いずれも持っていない (回答者数 = 326)
1位	自分の健康上の問題 39.3%	どんな行事や活動があ るのかわからない(情 報が伝わってこない) 44.9%	どんな行事や活動があ るのかわからない(情 報が伝わってこない) 39.8%	自分の健康上の問題 33.7%
2位	どんな行事や活動があ るのかわからない(情 報が伝わってこない) 27.7%	身近なところで参加で きる行事や活動がない 43.8%	自分の健康上の問題 36.6%	どんな行事や活動があ るのかわからない (情 報が伝わってこない) 28.5%
3位	身近なところで参加で きる行事や活動がない 17.3%	一緒に参加する仲間がいない22.7%	一緒に参加する仲間が いない 31.9%	身近なところで参加で きる行事や活動がない 18.4%
4位	ー緒に参加する仲間が いない 14.9%	移動やコミュニケーションの支援を行う人が いない 19.5%	身近なところで参加で きる行事や活動がない 29.3%	一緒に参加する仲間が いない 18.4%
5位	会場までの移動・交通 手段が不便 12.7%	会場までの移動・交通 手段が不便 13.0%	会場までの移動・交通 手段が不便 15.2%	社会と関わりを持つ必 要性を感じない 14.4%

〇 外出時に困ること

「特にない」の割合が53.6%と最も高く、次いで「バスや電車、タクシーなどが利用しにくい」の割合が13.4%、「困ったときに助けてもらえない」の割合が10.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「困ったときに助けてもらえない」の割合が、身体障害者手帳で「バスや電車、タクシーなどが利用しにくい」の割合が高くなっています。



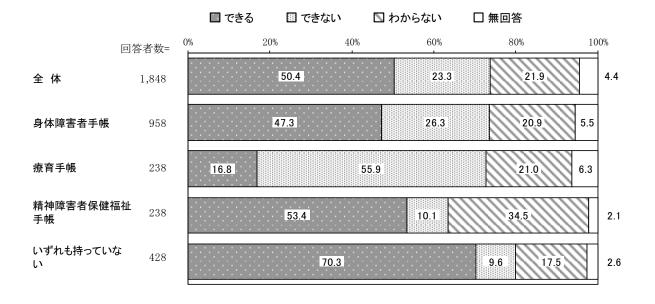
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者(回答 者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	特にない	特にない	特にない	特にない
	49.3%	40.3%	49.6%	68.5%
2位	バスや電車、タクシー	困ったときに助けても	困ったときに助けても	バスや電車、タクシー
	などが利用しにくい	らえない	らえない	などが利用しにくい
	15.4%	22.3%	20.2%	9.1%
3位	利用する建物の設備 (トイレなど)が利用 しにくい 9.4%	バスや電車、タクシー などが利用しにくい 17.2%	バスや電車、タクシー などが利用しにくい 15.5%	困ったときに助けても らえない 6.3%

⑧ 災害時の対応について

〇 災害時に一人で避難できるか

「できる」の割合が50.4%と最も高く、次いで「できない」の割合が23.3%、「わからない」の割合が21.9%となっています。

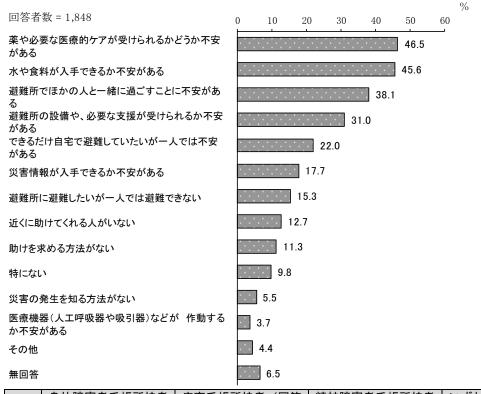
所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳で「できる」の割合が、療育手帳で「できない」の割合が高くなっています。



○ 大地震などの災害が発生した場合、困ることや不安なこと

「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」の割合が46.5%と最も高く、次いで「水や食料が入手できるか不安がある」の割合が45.6%、「避難所でほかの人と一緒に過ごすことに不安がある」の割合が38.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳で「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」の割合が、療育手帳で「避難所でほかの人と一緒に過ごすことに不安がある」の割合が高くなっています。

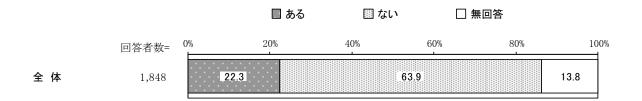


	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者(回答	精神障害者手帳所持者	いずれも持っていない
	(回答者数 = 958)	者数 = 238)	(回答者数 = 238)	(回答者数 = 428)
1位	薬や必要な医療的ケア が受けられるかどうか 不安がある 43.3%	避難所でほかの人と一 緒に過ごすことに不安 がある 58.8%	薬や必要な医療的ケア が受けられるかどうか 不安がある 62.2%	薬や必要な医療的ケア が受けられるかどうか 不安がある 57.7%
2位	水や食料が入手できる か不安がある 41.6%	水や食料が入手できる か不安がある 50.4%	避難所でほかの人と一 緒に過ごすことに不安 がある 56.7%	水や食料が入手できる か不安がある 47.4%
3位	避難所の設備や、必要 な支援が受けられるか 不安がある 32.8%	避難所の設備や、必要 な支援が受けられるか 不安がある 39.9%	水や食料が入手できる か不安がある 55.5%	避難所でほかの人と一 緒に過ごすことに不安 がある 37.6%
4位	避難所でほかの人と一 緒に過ごすことに不安 がある 29.1%	避難所に避難したいが 一人では避難できない 35.7%	避難所の設備や、必要 な支援が受けられるか 不安がある 30.3%	避難所の設備や、必要 な支援が受けられるか 不安がある 24.5%
5位	できるだけ自宅で避難 していたいが一人では 不安がある 20.3%	できるだけ自宅で避難 していたいが一人では 不安がある 27.7%	できるだけ自宅で避難 していたいが一人では 不安がある 26.1%	できるだけ自宅で避難 していたいが一人では 不安がある 20.3%

⑨ 障がいの理解について

○ 差別を受けたと思ったこと、配慮がなくて困ったこと <誰から受けましたか> 「ある」の割合が22.3%、「ない」の割合が63.9%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳で、いずれも「他人」の割合が高くなっています。



	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者(回答	精神障害者手帳所持者	いずれも持っていない
	(回答者数 = 958)	者数 = 238)	(回答者数 = 238)	(回答者数 = 428)
1位	特にいない	特にいない	特にいない	特にいない
1 177	68.1%	48. 7%	44. 1%	70. 6%
2位	他人	他人	他人	他人
2 111	14. 4%	33. 2%	34. 0%	11. 2%
3位	知人	知人	家族	家族
3 <u>加</u>	2. 9%	6.3%	16. 8%	6.5%
4位	家族	家族	知人	知人
4 197	2. 2%	2.9%	13. 4%	4.0%

○ 差別を受けたと思ったこと、配慮がなくて困ったことくどのようなことですか> 「そのような経験はない」の割合が27.9%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「労働、雇用」の割合が、療育手帳、で「学校、教育」の割合が高くなっています。

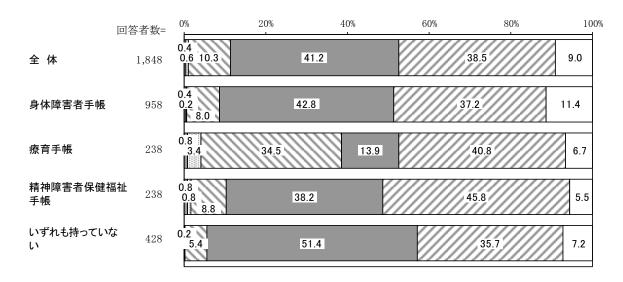
	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者(回答者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	そのような経験はない	そのような経験はない	労働、雇用	そのような経験はない
	29.9%	15.5%	20.6%	33.9%
2位	建物、交通	学校、教育	そのような経験はない	労働、雇用
	6.1%	15.1%	18.1%	7.0%
3位	労働、雇用	建物、交通	医療	医療
	4.1%	8.8%	11.8%	4.4%
4位	医療	労働、雇用	学校、教育	行政
	3.4%	5.9%	8.4%	1.6%
5位	福祉サービス	医療	福祉サービス	学校、教育
	2.5%	4.6%	7.1%	1.6%

○ 成年後見制度を利用していますか。また今後、利用する予定はありますか

「今後も利用する予定はない」の割合が41.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が38.5%、「現在利用する予定はないが、将来的には利用したいと思っている」の割合が10.3%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳で、「わからない」の割合が、身体障害者手帳で「今後も利用する予定はない」の割合が高くなっています。

- 現在利用している■ 今後利用する予定がある■ 現在利用する予定はないが、将来的には利用したいと思っている■ 今後も利用する予定はない
- □ わからない
- □ 無回答



⑩ 今後のことについて

〇 将来どのように暮らしたいか

「自宅で暮らしたい(家族と)」の割合が54.0%と最も高く、次いで「自宅で暮らしたい(一人暮らし)」の割合が16.2%、「わからない」の割合が13.4%となっています。

所持手帳別でみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳で「自宅で暮らしたい(家族と)」の割合が高くなっています。

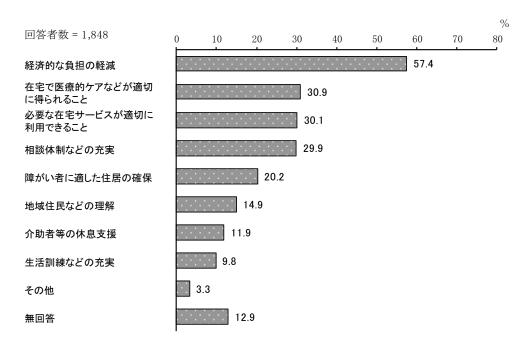
	全体 (回答者数 = 1,848)	身体障害者 手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者 (回答者数 = 238)	精神障害者手帳 所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持って いない (回答者数 = 428)
自宅で暮らした い(家族と)	54. 0%	58.0%	39.1%	44. 1%	58. 4%
自宅で暮らした い (一人暮ら し)	16. 2%	13.8%	10.1%	28. 6%	17. 5%
グループホーム などに入居した い	2. 5%	0.6%	15.5%	1. 7%	0. 5%
障がい者の入所 施設に入りたい	2. 1%	2. 4%	8.8%	1.3%	0. 2%
高齢者の入所施 設に入りたい	2. 3%	3.1%	0.4%	1.7%	1.6%
専門の療養施設 に入りたい	1.0%	1.6%	1.3%	0. 4%	0. 2%
わからない	13. 4%	12.0%	16.4%	13.9%	12. 6%
その他	1.5%	0.8%	1.7%	4. 6%	1. 6%
無回答	7.0%	7.6%	6. 7%	3. 8%	7. 2%

グループホーム 家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

○ 将来にわたって地域で生活するためには、必要な支援

「経済的な負担の軽減」の割合が57.4%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」の割合が30.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が30.1%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳で「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。

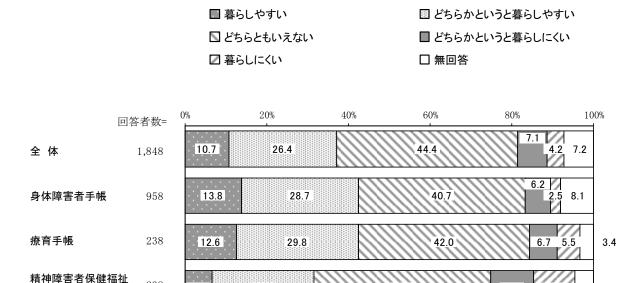


	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者(回答者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	経済的な負担の軽減 50.5%	経済的な負担の軽減 62.6%	経済的な負担の軽減 68.5%	経済的な負担の軽減 64.0%
2位	在宅で医療的ケアなど が適切に得られること 37.0%	相談体制などの充実 42.0%	相談体制などの充実 52.1%	在宅で医療的ケアなど が適切に得られること 30.6%
3位	必要な在宅サービスが 適切に利用できること 33.8%	障がい者に適した住居 の確保 37.8%	在宅で医療的ケアなど が適切に得られること 24.4%	相談体制などの充実 30.6%

○ 現在の富士見市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちか

「どちらともいえない」の割合が44.4%と最も高く、次いで「どちらかというと暮らしやすい」の割合が26.4%、「暮らしやすい」の割合が10.7%となっています。

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳で「どちらともいえない」の割合が高くなっています。



10.5

4.6

238

428

手帳

L١

いずれも持っていな

6.7

5.4

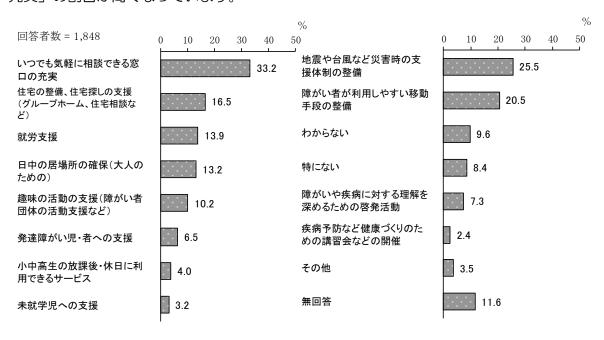
24.8

23.1

○ 今後、富士見市の障がい福祉は、特にどのようなことを充実させていけばよいか

「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」の割合が33.2%と最も高く、次いで「地震や台風など災害時の支援体制の整備」の割合が25.5%、「障がい者が利用しやすい移動手段の整備」の割合が20.5%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」の割合が、身体障害者手帳で「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」、「地震や台風など災害時の支援体制の整備」、「障がい者が利用しやすい移動手段の整備」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「住宅の整備、住宅探しの支援(グループホーム、住宅相談など)」、「いつでも気軽に相談できる窓口の充実」の割合が高くなっています。



	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 958)	療育手帳所持者(回答 者数 = 238)	精神障害者手帳所持者 (回答者数 = 238)	いずれも持っていない (回答者数 = 428)
1位	いつでも気軽に相談で きる窓口の充実 32.4%	住宅の整備、住宅探し の支援(グループホー ム、住宅相談など) 29.4%	いつでも気軽に相談で きる窓口の充実 39.5%	いつでも気軽に相談で きる窓口の充実 34.8%
2位	地震や台風など災害時 の支援体制の整備 30.2%	いつでも気軽に相談で きる窓口の充実 26.1%	就労支援 25.6%	地震や台風など災害時 の支援体制の整備 20.8%
3位	障がい者が利用しやす い移動手段の整備 28.3%	地震や台風など災害時 の支援体制の整備 21.8%	日中の居場所の確保 (大人のための) 17.6%	就労支援 16.4%
4位	住宅の整備、住宅探し の支援(グループホー ム、住宅相談など) 15.3%	日中の居場所の確保 (大人のための) 20.6%	住宅の整備、住宅探し の支援(グループホー ム、住宅相談など) 16.4%	日中の居場所の確保 (大人のための) 13.3%
5位	日中の居場所の確保 (大人のための) 10.6%	就労支援 18.1%	地震や台風など災害時 の支援体制の整備 16.4%	わからない 13.1%

■3 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施結果

(1)調査の概要

計画策定にあたり、障がい者団体をはじめ、障がいに関わる関係団体などの意見や課題などを把握することを目的に、郵送にてヒアリング調査を実施しました。

対象	
市内の障がいに関わる当事者団体	10 団体
市内の障害福祉サービス提供事業所	14 事業所
特別支援学校等	2 団体
市内の障がいに関わるボランティア団体など	4 団体

(2) ヒアリング結果まとめ 一

【今後の障がい者施策に求めるもの】

- ① 市民意識の醸成(啓発活動等)
- あいサポート運動の募集の仕方を考え、サークル、ボランティア団体など組織に呼びかけてはどうか。
- ・地域のイベントなど、障がいを持つ方たちと交流しやすい場を設けてほしい。
- ・障がいを持っている人への理解が不足しているため、広報活動が必要である。
- 民生委員や健康づくりの関係者にも精神障がいの特性を正しく理解してほしい。

② 福祉教育や交流活動の推進

- ・障がい児とそうでない児童生徒と一緒に授業をしてほしい。
- ・身体、知的よりも精神障がいは理解されず、わかりにくいので、小学校や中学校を 対象とした精神障がいに関する理解促進の授業のようなものを行えないか。
- ・中学校では、車いす体験、視覚障がい者との交流、点字を習う授業があるが、実際 に同じ年齢の障がいのある人と出会ったり、交流する機会等が必要である。
- ・中学生や高校生に、健康教育の一つに精神障がい者への接し方や症状について理解 を深めるための取組が必要。

③ 地域福祉活動の推進

- ・障がい当事者も地域に出る努力が必要であると思う。
- ・障がいを持つ人の親のケアを出来る環境になってほしい。
- ・障がい者とわかると、一方的に支援を受ける側になってしまう。お互いに支え合う 環境を推進してほしい。

④ 権利擁護の推進及び地域共生社会の実現に向けた取組

- 現状の成年後見制度は「親亡き後」の不安を解消するものとなっていない。地域生 活支援拠点を整備する中で「後見人」(弁護士、親族等)との役割の違いについて、 理解しやすい資料等の作成が必要。
- 両親等の高齢化に伴い、親亡き後のことが喫緊の課題と実感している。成年後見制 度の理解を進め、市民後見人等と連携して行う事も良いと思う。
- 事業者の方々にも、あいサポート運動を受講してほしい。当事者への対応の出来な い所が多々ある。

⑤ 障がいの早期発見と早期療育

- ・富士見市内に発達に関する相談が出来る所が少なく、ほとんどの児童が市外の病院 に通い、診断を受けている状態なので、対策を考えてほしい。
- 早期療育部会の定期的な実施に取り組んでほしい。また、特別支援学校のセンター 的機能の活用として学校の参加を望む。
- 親が安心して子育てできる環境づくり、情報提供を早期からしてほしい。
- 早期発見と早期療育に伴う保護者へのサポート体制が十分ではない。

⑥ 障がいに応じた療育の充実

- ・障がい児保育専門のセンターは少ないのでもっと増やすか、私立の保育所や幼稚園 でも受け入れてもらえるような人員配置や制度を作ってほしい。
- その子の将来の就労や生活を見据えた、一貫した療育を充実させてほしい。

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが 権利擁護 困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の

人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。

⑦ 特別支援教育等の充実

- ・放課後等デイサービス事業所がたくさんできているが、外から中がみえず、密な環境なので心配している。
- ・特別支援学校に通っている学生又はご家族がいるのであれば、手話での情報保障を 検討又は、必要時には手話通訳を利用してほしい。

⑧ 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

- 医療的ケアが必要な利用者の受入れ事業所が市内に少ない。
- ・保護者の負担軽減のためにも、学校への訪問看護の派遣を可能にすること等課題と思う。また、重症心身障がい児・者ではない人も、重症心身障がい児・者の人と同じように障害福祉サービスを利用できると、医療的ケアを安心して受けられると思う。
- ・医療的ケア児・者の実態を正確に把握するとともに、福祉と医療と教育が連携できる場を個別の事例ごとにきちんと整備してほしい。

⑨ 障がいのある人への就労の支援

- 障がい特性に応じ、必要な配慮を適切に受けながら就労を継続できるよう、就労支援センターの支援内容を更に向上させていく取組が必要だと思う。
- ・近隣市町に障がい者を雇用する企業があれば、通勤にも利便性があり、福祉的就労 に結びつく、協力企業の開拓とジョブコーチの配置をお願いしたい。
- ・市内の企業への実習受入れの働きかけ。企業の人たちが障がい者を知る機会の提供をしてほしい。

福祉的就労

障がいなどの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こう した形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。

ジョブコーチ (職場適応援助者)

障がいのある人、事業主及び家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援を実施する業務をする人。障がいのある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

⑩スポーツ・文化活動の支援

- 市内で行なわれる映画・舞台などに音声ガイドをつけてほしい。
- ・障がい児・者がその能力に応じて楽しめるスポーツやイベントが非常に少ないと思う。もっと企画してほしい。
- ・文化活動は、アールブリュット等の取組をキラリふじみ等と連携しながら行っていくのが良いと感じる。

⑪ 障がいの原因となる傷病の予防と治療

・家族や本人に対する栄養指導が必要だと思う。

② 障害福祉サービスの充実

- 視覚障がい者(年齢に関わりなく)が日中集まれる場所がほしい。
- 手話のできる職員を増やしてほしい(手話を学ぶ、聞こえについて学ぶ機会を設けるなど)。
- ホームヘルパーの人員が地域で不足しているように思われる。
- ・市内にサービスを受けられる場所が少なく、どんなサービスがあるのかもわからない人が多いので、もっと説明がほしい。

③ 生活の安定のための支援

- ・市独自の手当を新設してほしい。
- 各種サービスが入り交じり、理解が難しいことがあるので、誰でもわかりやすくしてほしい。
- グループホームの家賃補助がもう少し出ると使いやすいのではないか。

ホームヘルパー 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う専門職およびその事業者のこと。

アールブリュット 生(き)の芸術。フランスの画家デュビュッフェにより提唱。美術教育を受けていない人 などが、既成の表現法にとらわれず自由に制作した作品をいう。

(4) 相談支援体制の充実

- 各障がいに対して熟知した相談員を配置してほしい。
- 支援をしている人や活動をしている人が気楽に相談できる、中間支援の場が必要であると感じる。
- 計画相談を行う事業所が不足していると思う。また、事業所の充実と相談支援専門 員の確保が課題だと思う。

(15) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- コミュニケーション支援として代筆、代読を専門的にやってくれる部署がほしい。
- 事業所として I C T の活用を求められているが、個人情報の流出などが心配な為、 環境整備するのに時間がかかり、お金もかかる。
- さらなる手話言語条例の普及に努めてほしい。
- ・障がいを持つすべての方に情報が行き届く工夫をする必要がある。

(16) 福祉人材の確保

- ・サービスを提供できる若い男性スタッフが特に不足していると思う。また、障がい 福祉に携わる人の待遇を改善してほしい。
- スキルを獲得したうえでの人材確保にむけて、専門機関への研修の充実を図ってもらいたい。
- ケースワーカーの人員を増加してほしい。
- ・常に人材が足りていない。様々な福祉に興味がもてるような教育を取り組んでほしい。

① 生活しやすいまちづくり

- ・就労している人にも使える交通手段があるといい。
- 車椅子、杖等での移動が危険な「歩道」が多すぎる。
- 市内循環バスの本数が少なく、利用しづらい。

アクセシビリティ 年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用で きること。

I C T Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

(18) 防犯·防災対策

- 防災ラジオを支給してほしい。
- 障がいのある人の避難方法や避難場所について、市でガイドラインを作成して欲しい。
- ・コロナ禍での避難、特に障がい者の方には付き添いを要求されることが多いので、 避難所に行けない。
- 防災無線は聴覚障がい者には聞こえないので、メール等で情報の発信をしてほしい。 また、公共施設に緊急時、目で見てわかるようにフラッシュライトをつけてほしい。
- ・避難行動要支援者登録制度に登録しているが、登録者への具体的支援の周知をして ほしい。

【市の障がい福祉施策について】

- 事業所が少ないので、福祉事業所の数・定員の確保や、サービスの利用がしやすいようにしてほしい。
- 即時の対応や相談から支援までの時間がかかり、マンパワー不足を感じる。
- 本人が課題やニーズ自体に気づかず、相談に結び付かない場合や、制度を知っていても家族が知らないことがある。
- ・当事者または家族のコロナ感染時の対応について、災害時と同じく特例的に支援できるよう、市にバックアップしてほしい。
- ・市が現在行っているサービス、支援事業をもっと広く外に向かってアピールしてほしい。

「あいサポート運動」について

~ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ~

誰もが、さまざまな障がいの特性、障がいのある人が困っていることや、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会(共生社会)を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになっていただく取組として、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

富士見市では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を 鳥取県と締結し、取組を進めています。

「あいサポート運動」は、まず、さまざまな種別の障がいを知ることから始めます。

障がいを知ることにより、障がいのある人が日常生活で困っていることを理 解します。

そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。(特別な技術の取得は不要です。)

日常生活のなかで、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした 手助けをする意欲のある人であれば、誰でもなることができます。

「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



あいサポートイベントの様子



伊是名夏子氏講演(令和2年)



障がいのある人の手作り品の販売



障害福祉サービス事業所の紹介パネル



司会者の様子(令和元年)

∥4 今後の施策推進に向けた課題

ここまでの内容を踏まえ、アンケート調査およびヒアリング調査からいただいた意 見から課題を整理し、今後の施策の推進にむけた方向性を基本目標ごとにまとめまし た。

基本目標	方向性
基本目標 1 理解と交流の促進	○今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進め、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がいのある人に対する虐待や権利侵害を身近な問題として捉え、社会全体で支え合っていくことが大切です。 ○身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。障害者基本法
	や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、 市民の障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周 知啓発を行っていくことが必要です。
基本目標 2 相談・情報提供・ 権利擁護の充実	 ○障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。それぞれの障がいに応じ情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要で

基本目標	方向性
基本目標3 保健・医療サービス の充実	○重症心身障がい児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。また、精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、適切な治療により症状の安定や治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する施策の実施も必要となります。
基本目標 4 福祉サービスの充実	 ○障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。障がいのある人が望む暮らし方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを引き続き進めていかなければなりません。 ○買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。
基本目標 5 障がい児支援の充実	○障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達 段階に応じた支援を行っていくことが重要です。乳幼児期に おける健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子 どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見、未受診者 の把握に努め、受診を促していくことが必要です。 ○住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な 医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がいの 高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な 児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整 備と合わせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携 強化が必要となります。障がいのある子どもが、地域で暮ら しながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障がいの特 性に応じた療育を実施するため、指導方法等を工夫し改善を 図っていくことが求められます。

基本目標	方向性
基本目標 6 社会参加支援の充実	〇障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し地域に貢献することにつながります。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。就労支援体制の強化に向けて関係機関との連携を図り、職場実習の推進や雇用前の雇い入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行うことが重要です。
	〇生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、 障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるととも に、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、 意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが求められます。多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社 会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。
基本目標 7 安心して暮らせる まちづくり	 ○地域で安心・安全な生活を送るためには、日ごろから障がいのある人に対する防災知識や防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある人や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の支援を活性化することが重要です。 ○障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。



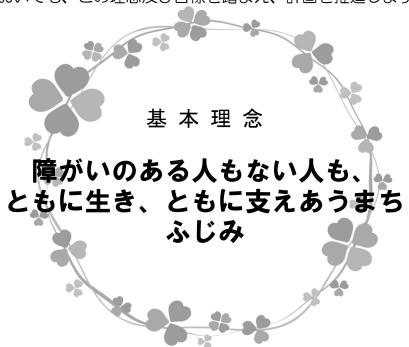
計画の基本理念及び基本目標

∥1 基本理念

富士見市では、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャルインクルージョン及びユニバーサルデザインの理念に基づいた「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者支援施策を進めてきました。

第4期富士見市障がい者支援計画(平成30年度(2018年度)~令和2年度(2020年度))では、「障がいのある人もない人も、ともに生き、ともに支えあうまち ふじみ」を基本理念とし、計画を推進していることから、これを障がい者分野の基本理念とします。

本計画においても、この理念及び目標を踏まえ、計画を推進します。



ソーシャルインク	障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助けあって生
ルージョン	きていこうという考え方。
ノーマライゼーシ ョン	障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
ユニバーサルデザ	年齢、性別、身体能力、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超え、すべての
イン	人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。
リハビリテーショ	小身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限
ン	に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

∥2 基本目標

(1)理解と交流の促進

あいサポート運動をはじめ、地域で共に暮らす障がいのある人とない人の相互理解のため、障がいへの正しい理解を深めるための普及・啓発活動、障がいのある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(2) 相談・情報提供・権利擁護の充実 _____

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

(3) 安心して暮らせるまちづくり ______

障がいのある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らせるように、災害時や緊急時の障がいのある人に対する情報提供や安全確保について、関係課や関係機関との連携を強化し、避難所における障がいの状態や障がいの特性に応じた配慮を行います。また、引き続き、バリアフリーのまちづくりを推進します。

(4)保健・医療サービスの充実 _

医療的ケアが必要な障がいのある人、高齢で障がいのある人、精神障がいのある人等に対応した、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携を図ります。

(5) 福祉サービスの充実

住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

(6)障がい児支援の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った支援が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に 努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育 の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備 を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することがで きるよう努めます。

(7) 社会参加支援の充実

障がいのある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

また、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを 送ることができるよう、学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーショ ンを行うことができる環境の整備等を更に推進します。

∥3 施策の体系





施策の展開

障がい者計画

国では、障害者基本法に基づいて、市町村の自主性を尊重しつつ、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することを要請しています。

これに基づいて、本章ではこれまでの富士見市の取組などを踏まえた上で、各分野にわたる施策の方向及び取組を示します。

∥1 理解と交流の促進

(1) 障がいのある人への理解と交流の促進

障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、啓発や広報活動を通じ、福祉教育や差別解消の取組を推進します。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
1	差別解消の推進 【継続】	○障がいに対する誤解、偏見、無理解を解消するため、障がいに対する正しい知識の普及・啓発を促進します。○障がいの特性を理解し、合理的配慮を実践します。	障がい福祉課 他全課
2	あいサポート運動の普及・啓発 【充実】	○「あいサポーター研修」を継続しながら、小学生対象の"あいサポキッズ"の養成や中学生への普及・啓発に取り組むとともに、あいサポート企業・団体の認定を拡大します。	障がい福祉課 他全課
3	手話言語条例の 推進 【継続】	〇富士見市手話言語条例に基づき、手話に関する講演会や手話入門講習会などを実施し、手話に対する理解を深め、広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備します。	障がい福祉課

PDCAサイクルによる評価・見直しから

【新規】: 第5期計画(本計画)より新たに位置づける施策・事業

【充実】:第4期計画(前回計画)から取組を充実させていく施策・事業 【継続】:第4期計画(前回計画)から引き続き取り組んでいく施策・事業

No.	施策・事業名	内容	担当課
4	福祉教育の推進 【継続】	○社会福祉協議会や社会福祉施設と連携し、学校教育におけるボランティア・福祉教育を一層充実します。	学校教育課
5	支援籍学習と交 流及び共同学習 の推進 【継続】	○障がいのある子どもとない子どもの交流や共同による学習を推進し、ノーマライゼーションの理念の浸透を促進します。○校内の通常学級と特別支援学級の交流を積極的に進め、地域でともに暮らす人間関係づくりを推進します。	学校教育課 教育相談室



全国手話言語市区長会の活動

合理的配慮

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が 障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又 は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定 の場合に必要とされるものであり、かつ不釣合いな、又は過重な負担を課さないも の」という条件が付けられる。

支援籍

障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍のこと。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

(2) 当事者参画の推進

地域で生活する障がいのある人の仲間づくりや生活意欲を高めることを支援するために、多様な活動に参画・交流できる場所や機会を提供します。

No.	施策・事業名	内容	担当課
6	障がい当事者の 参加・協働の推 進 【継続】	〇市民参加・協働の観点から、障がいのある人が多様な活動に参画できるよう、幅広い事業を展開します。	障がい福祉課 他全課
7	富士見市障害者 施策推進協議会 の充実 【継続】	〇富士見市障害者施策推進協議会の活動を通じ、障がい当事者、事業者、関係機関、幅広い市民との協働の輪を広げるとともに、障がいへの理解を促進します。	障がい福祉課



∥2 相談・情報提供・権利擁護の充実

(1)相談体制の強化

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
8	障がい者基幹相 談支援センター の充実 【継続】	〇富士見市障害者施策推進協議会において、障がい者基幹相談支援センターの適切な運営について定期的、継続的に検証し、相談支援体制を充実します。	障がい福祉課
9	地域における相 談活動の促進 【継続】	〇地域福祉の担い手として、身近な福祉の相談に応じている民生委員・児童委員との連携や支援を強化し、地域における相談活動の充実を促進します。	福祉政策課
10	虐待防止・相談 の充実 【継続】	〇虐待防止の相談機関として、関係機関との連携の もと、虐待防止及び早期発見、対応に努めます。	障がい福祉課
11	市民相談窓口の 充実 【継続】	〇法律相談や消費生活相談など、障がいのある人の 日常生活における各種相談について、障がいに応 じた適切な対応ができるように市民相談窓口の相 談体制を充実します。	人権•市民 相談課

<ヘルプマーク> …………



ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用しているかた、内部障がいや難病のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

埼玉県では、平成30年7月からこのマークを導入し、 普及を図っています。

※出典 埼玉県

基幹相談支援セン

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る 総合的な事業を行う施設。

(2)情報提供の充実

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

No.	施策・事業名	内容	担当課
12	障がいの状況に 応じた情報提供 の充実 【継続】	○広報紙をはじめとする行政情報について、音声化や音声コードの添付、点字ラベルによる表記を推進し、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。○障がいのある人の生活実態を踏まえ、携帯電話やスマートフォンアプリを利用して広報紙を閲覧できる環境を構築するなど、時代に応じた情報提供手段を充実します。	秘書広報課 障がい福祉課 他全課
13	市ホームページ などの充実 【継続】	〇市ホームページや「広報富士見」「障がい者福祉のしおり」など、障がいのある人のニーズを踏まえ、必要な情報をタイムリーに入手できるように努めます。また、市ホームページを誰もが支障なく快適に利用できるようにウェブアクセシビリティの適合レベルAAを維持していきます。	秘書広報課
14	意思疎通支援事 業の充実 【充実】	○手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を継続するとともに遠隔手話通訳事業に取り組み、聴覚障がいのある人などへの情報保障を推進します。○手話通訳者の養成に向け、講習会を継続実施します。○要約筆記に関する講演会や体験講座を継続し、要約筆記やノートテイクの普及・啓発に努めます。○意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、支援の充実について検討します。	障がい福祉課

レベルAA	ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準。「レベル A」「レベル AA」「レベル AAA」の3 つのレベルの達成基準が定められており、「レベル
	AAA」の方がより高度な水準になる。
ウェブアクセシビ	高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に
リティ	関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

(3)権利擁護の推進

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、権利を擁護する必要があります。成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人の相談には、関係機関と連携し、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。

No.	施策・事業名	内容	担当課
15	成年後見制度の 利用促進 【充実】	○障がい者基幹相談支援センター及び成年後見センターふじみなどと連携し、周知に努めるとともに、 成年後見制度の利用を促進します。	障がい福祉課
16	利用しやすい選 挙制度の整備 【継続】	○施設管理者と協議しながら、投票所のバリアフリー化に努めるとともに、障がいのある人が利用しやすい選挙制度の周知、啓発に努めます。○さまざまな障がいの状況を考慮しながら、障がいのある人が選挙に参加しやすい選挙制度の改善について国、県に要請します。	選挙管理 委員会





要約筆記の様子

||3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯体制の強化 _____

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を 図り、防災・防犯対策を進めます。

犯罪被害に遭わないよう地域での見守りを強化したり、災害時の避難を地域で支援できるよう、避難行動要支援者避難行動支援プランの個別計画の作成や、災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

No.	施策・事業名	内容	担当課
17	避難行動要支援 者の安全対策 【充実】	○富士見市地域防災計画・避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、避難行動要支援者の安全対策を推進します。 ○災害時に迅速かつ円滑に避難できる体制をつくるため、避難行動要支援者登録制度の課題を解消しながら実効性のある支援体制を整備します。	危機管理課 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課 関係各課
18	災害対策の充実 【充実】	○障がい者団体との懇談会などを通じ、障がいのある人の生活実態に即した災害対策、避難所や避難経路の周知、情報伝達手段の活用を進めます。 ○富士見市地域防災計画に定める備蓄計画に基づき、計画的な災害用食料の備蓄を推進するとともに、トイレ等の災害用物資についても備蓄の充実を図っていきます。また、障がいのある人の防災に関する地域の助け合いの意識の普及啓発を図るとともに、障がい者施設と連携し、災害対策における情報の共有化と連絡体制を強化します。	危機管理課 障がい福祉課 関係各課
19	福祉避難所の整 備 【継続】	 ○災害時の避難所における障がいのある人の支援、 介護体制を充実します。 ○避難所から医療施設や福祉避難所までの輸送など に対する体制整備を図るとともに、水防法に定め られた浸水想定区域内における避難行動要支援者 利用施設の避難確保計画や訓練計画を関係機関と 連携を図りながら策定します。 ○福祉施設・近隣市町との協定などの締結に向け取 り組むとともに、災害時の連携強化を推進します。 	危機管理課 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課

No.	施策・事業名	内容	担当課
20	避難行動要支援 者への配慮 【継続】	○災害時や避難所における聴覚障がいのある人への 必要な配慮として「聴覚障がい者災害時バンダナ」 を、また障がいのある人を対象に緊急連絡先や必 要な支援などが記載できる「ヘルプカード」の配 布を推進します。	障がい福祉課
21	防災訓練への参 加促進 【充実】	〇地域で要支援者に対する理解を深めるとともに、 防災訓練では、合理的配慮を踏まえ、障がいの特性に配慮した支援を推進し、参加しやすい環境を 提供できるように努めます。	危機管理課 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課
22	地域における見 守り活動の推進 【継続】	〇障がい者施設の不審者対策として、地域の見守り 支援が広がるよう、啓発に努めます。	障がい福祉課

(2) 施設などのバリアフリーの推進

公共施設等においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営むため、暮らしやすいまちづくりを推進します。

No.	施策・事業名	内容	担当課
23	暮らしやすいま ちづくりの推進 【継続】	○障がいのある人や高齢者など、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、福祉のまちづくりを関係機関と連携しながら推進します。 また、既存の施設については、さらに安全性が向上するようバリアフリーの視点を取り入れた整備の普及に努めます。	建築指導課 高齢者福祉課 障がい福祉課 都市計画課 関係各課



(3) 道路環境・公共交通の整備

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

また、交通安全対策と道路環境の整備を推進するとともに、障がいのある人に対する移動支援の充実を図ります。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
24	安全な道路づく り 【継続】	〇誰もが安全に通ることができるよう歩道や視覚障がい誘導用ブロック、交通安全施設の整備を推進します。	道路治水課
25	違法駐車、放置 自転車などへの 対策 【継続】	〇違法駐車や放置自転車などに対する市民のマナーの向上に努め、駅前の指導・整理業務を進めるとともに、近隣自治体、警察、鉄道会社など関係機関への働きかけに努めます。	道路治水課
26	公共施設における駐車スペース の円滑な利用 【継続】	○障がいのある人が専用駐車スペースを円滑に利用 できるよう、マナーへの協力の働きかけに努めます。	障がい福祉課 関係施設
27	バス運行の充実【継続】	〇市民や学識経験者などで構成された富士見市地域 公共交通会議において、利用者のニーズに応じた バス運行の見直しを検討するとともに、地域の実 情にあった公共交通網の構築を目指します。	都市計画課

(4) 緊急時連絡体制の推進

障がいのある人の緊急時に対応する支援体制に努めます。

No.	施策・事業名	内容	担当課
28	緊急時連絡シス テムの利用促進 【継続】	〇心疾患や慢性疾患などの持病を持っている人が自 宅で安心して過ごせるよう、緊急時連絡システム を周知し、利用を促進します。	障がい福祉課 高齢者福祉課
29	聴覚障がいのあ る人の緊急時連 絡体制 【継続】	ONET119のほか各種の緊急連絡システムについて周知し、利用の促進を図ります。	障がい福祉課

∥4 保健・医療サービスの充実

(1) 精神保健・難病疾患などへの支援

医療的ケアが必要な障がいのある人、高齢で障がいのある人、精神障がいのある人 等に対応した、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携を図り、地域で暮らし続けていくための協議を進めていきます。

No.	施策・事業名	内容	担当課
30	難病患者・小児 慢性特定疾病患 者への支援 【継続】	○難病患者・小児慢性特定疾病患者の状況を把握するとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
31	精神保健・医療 相談体制の充実 【充実】	○精神障がいのある人が地域でその人らしく生活ができるよう、おうちに帰ろうプロジェクトを推進し、関係者との連携強化および相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
32	精神障がいにも 対応した地域包 括ケアシステム の推進 【継続】	〇富士見市障害者施策推進協議会と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。	障がい福祉課
33	介護保険サービスとの連携強化 【継続】	○認知症高齢者や高次脳機能障がい、精神障がいを 持つ高齢者の増加を踏まえ、高齢期における介護 保険への移行、介護保険との併用について、ケア マネジャーなどと連携し適切なサービス調整に努 めます。	障がい福祉課 高齢者福祉課

おうちに帰ろうプ	長期・社会的入院をしている方に対して、障がい者を支援する事業所、医療機関、保
ロジェクト	健所、市が一体となり、退院や退院後の地域生活を支える取組。
地域包括ケアシス テム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に構築が進められている。

(2)歯科保健の推進

身近な地域での歯科診療の情報提供を図ります。

No.	施策・事業名	内容	担当課
34	歯科診療の情報 提供 【継続】	〇障がいのある人が適切な時期に歯科治療や相談が 受けられるよう、相談窓口の情報提供に努めます。	障がい福祉課 健康増進 センター





中央図書館の福祉喫茶ゆい



||5 福祉サービスの充実

(1) 日常生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的 に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅 療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
35	訪問系・日中系 サービスの充実 【継続】	〇訪問系及び日中活動系サービスなどの周知を図る とともに、事業者と連携調整を図りながら、利用 者のニーズに合ったサービスの提供に努めます。	障がい福祉課
36	生活支援サービスの充実	〇障害福祉サービスや高齢者福祉サービスを円滑に 利用できるよう、関係課との連携を強化し、障が い特性やこれまでの生活を考慮した支援に努めま す。	障がい福祉課 高齢者福祉課
37	補装具・日常生 活用具の利用促 進 【充実】	○補装具・日常生活用具について、制度の周知に努めるとともに、窓口などでも障がいの状態に応じたきめ細やかな説明を行い、利用を促進します。	障がい福祉課
38	レスパイトの充 実 【継続】	〇日中一時支援事業や重症心身障がい児・者レスパイト促進事業を充実させ、在宅で医療的ケア児・者を介護している家族の一時休息(レスパイト)を推進します。	障がい福祉課

く障害者用駐車場>



障害者用駐車場は、車いすや杖を利用している方など障がいをお持ちの方や妊婦などへ、車の乗り降りのしやすさと駐車場への出入りのしやすさに配慮された駐車スペースです。車いすドライバーが利用する場合、自動車のドアを全開にして乗り降りを行うため、一般駐車場(幅 2.5m)より幅広いスペース(幅 3.5m)が確保されています。

※出典 埼玉県

病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

(2) 外出支援の充実

外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
39	外出支援サービ スの利用促進 【継続】	○障がいのある人の外出支援の充実を図るため、制度の周知に努めます。	障がい福祉課
40	自動車運転免許 取得・自動車改 造費補助制度の 推進 【継続】	〇自動車運転免許取得費などの補助制度により、積 極的な就労及び社会参加を支援します。	障がい福祉課

(3) 住まいの充実

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送るための生活 基盤として、住宅改修の相談や共同生活援助施設(グループホーム)等の利用を促進 します。

No.	施策・事業名	内容	担当課
41	住宅改修への相 談と支援 【継続】	〇住宅改修補助制度の広報・案内に努め、住まいの バリアフリー化の支援及び制度を周知します。	障がい福祉課
42	グループホーム の利用促進 【充実】	〇地域で支援を受けながらその人らしく生活ができ るよう、居住系のサービスの利用を促進します。	障がい福祉課

∥6 障がい児支援の充実

(1) 早期発見と療育の推進 ______

保健・医療・福祉が連携し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育 てに必要な知識を学ぶための支援を行います。

No.	施策・事業名	内容	担当課
43	障がいの早期発 見・対応 【継続】	○乳幼児健診・二次相談の促進を図るとともに、子どもを守る地域協議会における早期療育部会を充実させ、緊密な連携により、発達の遅れのある児童の早期発見を促進します。 ○みずほ学園では、地域の中核的機能を持つ児童発達支援センターとして、相談支援を推進し、必要に応じて地域療育支援事業としての個別支援・在宅訪問支援の提供、または各機関が主催するグループ教室などの支援につなげます。	子ども未来 応援センター みずほ学園 障がい福祉課
44	みずほ学園の機 能の充実 【継続】	○みずほ学園が児童発達支援センターとして適切な支援につながるよう、関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じた療育・支援を提供します。 ○平成27年度から開始した「保育所等訪問支援」「障がい児相談支援」の機能を充実し、地域の中核的施設として、児童発達支援事業所や関係機関などへの情報提供・連携を進めます。 ○在宅訪問支援をより強化すべく、集団参加ができない重度の障がい児への療育支援が実施できるよう「居宅訪問型児童発達支援」の指定を検討します。	みずほ学園
45	家族支援の充実 【継続】	〇相談支援センターの充実を図り、より丁寧な個別 支援(モニタリング)を通じて、家族支援の充実 を目指します。	みずほ学園
46	療育相談 【継続】	○発達診断を必要とする児童について、医師等による児童の評価と発達診断を、近隣の医療機関などとの連携により推進します。○市の療育相談に協力のできる医師等の確保に努めます。	障がい福祉課
47	発達障がい児・ 者への支援 【継続】	 ○一人ひとりのニーズに対応した療育が提供できる体制の整備を進めるとともに、子どもの発達などの不安や悩みに対応するため相談支援の充実に努めます。 ○発達障がいの多様化する療育支援ニーズに対応するため、情報の収集や研修を通じて関係機関の地域の児童発達支援事業所との連携を深めるとともに、保育所・幼稚園などへの巡回相談などを通じて、地域に密着した効果的な支援体制づくりを推進します。また、学校機関との連携を深め、切れ目のない支援を目指します。 	学校教育課 富士見特別 支援学校 教育相談室 障がい福祉課 みずほ学園

No.	施策・事業名	内容	担当課
48	教育相談体制の 充実 【継続】	〇相談体制の充実に向け、発達や成長、就学などに 心配のある子どもについて、保護者への相談支援 や関係機関との連携を強化します。	子ども未来 応援センター 教育相談室 障がい福祉課

(2) 障がい児保育の推進

障がいのある児童が地域で暮らし続けることができるよう、幼稚園や保育所等における集団保育や統合保育の中で障がいに対する理解の啓発を図るとともに、関係機関との連携から発達状況に適した継続的な支援を行います。

No.	施策・事業名	内容	担当課
49	保育所における 障がい児受入れ 体制の拡充 【継続】	○障がい児研修を実施し、職員の資質向上を図ると ともに、関係機関との連携により、障がい児の受 け入れ体制の充実に努めます。	保育課
50	みずほ学園と保 育所・幼稚園と の交流・連携 【継続】	○保育所交流会に、みずほ学園園児が参加し、障がいへの理解を促進します。○保育所・幼稚園にみずほ学園の保育所等訪問支援及び地域療育支援事業を周知するとともに、連携を深めます。	みずほ学園



(3) 学校教育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

No.	施策・事業名	内容	担当課
51	教職員の指導力 の向上と教育内 容の充実 【継続】	 ○通級指導教室・特別支援学級・富士見特別支援学校の専門性を活かし、インクルーシブ教育を推進します。 ○各種研修会の充実と校内支援体制の整備により、教職員の資質向上に努めます。 ○富士見特別支援学校が担う地域のセンター的機能と同様に、各校の特別支援学級が校区内のセンター的機能を担えるよう、特別支援教育プロジェクトチームと協力し、研修会の実施や支援体制の充実を図ります。 	学校教育課 教育相談室
52	学校教育相談体 制の充実 【継続】	○特別支援教育プロジェクトチームの活用、市教育相談室の特別支援教育相談の充実、スクールカウンセラー(臨床心理士)との連携、巡回教育相談の活用など、相談体制を充実します。 ○特別支援教育プロジェクトチームのさらなる活用を推進し、市教育相談室などの相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課 教育相談室
53	就学相談・進路 指導の充実 【継続】	○校内就学支援委員会を活性化させ、就学相談・進路指導を充実します。○社会的自立に向けた支援を充実するため、各校の就学支援委員会専門委員や進路指導主事、市教育相談室を中心として相談体制の充実に努めます。	学校教育課 教育相談室
54	個に応じた指導・支援の充実 【継続】	○一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図るため、市内の小中学校の通常の学級及び富士見特別支援学校並びに特別支援学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、「すこやか支援員」を配置し、学校生活上の介助や学習支援を行います。 ○より効果的な支援ができるよう、すこやか支援員に対する研修を充実させ、資質の向上に努めます。	学校教育課
55	学校施設・設備 の整備 【継続】	○障がい児も利用しやすい施設・設備の改善について、大規模改修などに併せて整備を推進します。	教育政策課

(4) 放課後支援の充実

放課後等デイサービスなど障がい児サービスの周知とサービスの充実を図ります。

No.	施策・事業名	内容	担当課
56	放課後児童クラ ブにおける障が い児の受入れ推 進 【継続】	○障がい児に関する研修(外部研修)や子どもを守る地域協議会への参加を通じて、放課後児童クラブの支援員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。○各施設において、スロープ、障がい者トイレなどの適正な維持管理に努めます。	保育課
57	放課後等デイサ ービス事業所と の連携の推進 【継続】	○一人ひとりの発達を支え、健全な育成を図るため、 放課後等デイサービス事業所との連携を推進します。○事業所における医療的ケア児の受入れについて、 拡充を進めます。	障がい福祉課



∥7 社会参加支援の充実

(1) 雇用・就労支援の充実

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
58	就労支援体制の 充実 【継続】	○相談支援部会・障がい者就労支援センターを軸に、 ハローワーク、障がい者就労支援事業者等関係機 関との連携を図りニーズや課題の検証を行い、就 労相談や支援を実施します。また、特別支援学校 の卒業生の進路について、連絡会議において、受 け入れ体制を確認しながら支援を行います。	障がい福祉課
59	学校教育におけ る職場体験の充 実 【継続】	〇富士見特別支援学校高等部生徒の産業現場実習の ほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充 を図り、卒業後の自立に向けた取組を進めます。 また、発達段階や児童の特性に応じて、小学部・ 中学部との指導を継続します。	学校教育課
60	就労の機会の促 進 【継続】	〇ハローワーク及び近隣自治体などとの共催による 「入間東部障害者就職面接会」への参加を促進し ます。	産業経済課 障がい福祉課
61	農福連携の支援 の推進 【新規】	○就労継続支援事業等における農福連携の取組が推 進されるよう、事業の周知を図り、事業所との連 携に努めます。	障がい福祉課
62	市における障が い者雇用の推進 【継続】	〇現在の雇用状況などを勘案しながら、職員採用試験や会計年度任用職員の任用などを通じて、計画的な障がい者雇用を推進します。	職員課
63	一般企業等にお ける障がい者雇 用の促進 【継続】	○関係機関と連携し、一般企業等における障がい者 への理解の向上と障がい者の雇用を促進します。 ○障がい者就労支援センターを中心に、一般企業等 への障がい者の雇用を促進します。	産業経済課障がい福祉課
64	障がい者支援施 設などからの優 先調達の推進 【継続】	○障害者優先調達法に基づき、毎年、調達方針を策定し、市ホームページに掲載します。 ○市ホームページなどで障害者優先調達法の周知を図りながら、物品及び役務の調達を拡大します。	障がい福祉課 他全課

障害者優先調達法 国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

(2) 生涯学習支援の充実

障がいのある人が豊かで充実した生活を地域で送ることができるように、多様な活 動の場の提供と社会参加のために必要な環境を整備します。また、障がいのある人が 学習の場や学習情報の提供を受け、多様な活動や充実した生活を送るための環境づく りを支援します。

【主な取組】

No.	施策・事業名	内容	担当課
65	障がい者向け図 書館サービスの 充実 【充実】	〇宅配サービスの検討やLLブックの購入による蔵書 の充実を図り、サービスの周知を進めることによっ て利用者の増加につなげていきます。	生涯学習課 中央図書館
66	音訳者の育成の 推進 【継続】	〇音訳者養成講座を定期的に実施し、新規音訳者の養成およびレベルアップに努めます。また、音訳者との情報交換の機会を作り、連携を進めます。	生涯学習課中央図書館
67	図書館・公民館 施設の整備 【継続】	〇障がいのある人が利用しやすい、合理的配慮の提供 がされた施設・設備の管理・運営を進めます。	生涯学習課 中央図書館 各公民館



LLブック

知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言 葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言 葉の略。同国で1960年代から出版が開始された。当初は知的障がい者向けに刊行さ れていたが、現在では高齢者や移民、認知症の人など、読むことに困難を伴いがちな 幅広い層へと対象が広がり、北欧を中心に普及している。日本では障がい者の支援団 体などが制作しており、少しずつ認知が広がっている。

(3) スポーツ活動・文化芸術活動の推進

スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりの活動を支援します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、さまざまな人と人とがつながる共生社会の実現にむけた活動を推進します。

No.	施策・事業名	内容	担当課
68	スポーツ活動機 会の拡充 【継続】	○障がい者スポーツ教室の支援を行うなど、障がい のある人も一緒に参加できるスポーツ活動機会の 拡充に努めます。	文化 • スポーツ振興課
69	スポーツ活動の 指導の充実 【継続】	○さまざまな障がいの状況に応じた指導が行えるよう、必要に応じてスポーツ推進委員など指導者に向けた、障がい者スポーツの研修会や指導者養成講座への参加促進に努めます。	文化・スポーツ振興課
70	スポーツ施設の 環境整備 【継続】	○障がい特性に配慮し誰もが利用しやすい環境に整備するとともに、合理的配慮の提供に努めます。	文化 • スポーツ振興課
71	文化芸術機会の 充実 【新規】	○創造の機会と交流の促進を図るため、誰もが利用 しやすい施設等の整備・改善に努めるとともに、 各種文化芸術活動への参加を促進します。	障がい福祉課 文化・ スポーツ振興課 関係各課





―富士見市中央図書館 視覚障がい者向けサービスのご案内―

対面朗読

お読みになりたい図書、新聞、雑誌などの活字資料を音訳者が直接お読みします。資料の持ち込みも可能です。1回2時間で、1日3回までご利用になれます。ご希望の時間、場所、資料名をお知らせください。

場所	中央図書館 (対面朗読室)	ふじみ野交流 センター	鶴瀬西分館	
申込期限	3日前まで	3日前まで	3日前まで	
利用時間	9 時 30 分~19 時			
申込方法	中央図書館の窓口、電話、FAX、メールのいずれか			

点字・テープ・DAISY(デイジー)図書の貸出

図書や雑誌の点字、テープ、DAISY版を郵送で貸出します。窓口、電話、FAX、メールでご希望の資料をお知らせください。市内にご希望の資料がない場合は、他の点字図書館から借り受けたり、選定の上新たに製作して、ご提供いたします。

貸出点数:20点まで貸出期間:15日間(郵送にかかる日数を除く)

DAISY (デイジー) 図書とは?

DAISYとは Digital Accessible Information System の略で、デジタル録音図書の国際標準規格です。

録音・点字図書目録

図書館で所蔵している点字、テープ、DAISY 図書の目録があります。墨字版、点字版、テープ版、DAISY 版、音楽 CD 版でご用意しています。ご希望の方はご連絡ください。

音楽 CD の貸出

障がい者サービスにご登録されている方は郵送で貸出ができます。ご希望の資料をお知らせください。

・貸出点数:3点まで・貸出期間:15日間(郵送にかかる期間を除く)

富士見市図書館だより

図書館が製作した「富士見市図書館だより」を、DAISY版で月1回お送りしています。内容は、図書館広報誌「さざなみだより」と、京都ライトハウス情報ステーション発行の新刊録音図書目録「はなのぼう」を収録してあります。ご利用になりたい方はご連絡ください。

その他のサービス

- ●各館で大活字本を所蔵しております。弱視の方や高齢の方でも読みやすい、文字が大きい本です。
- ●拡大読書器を設置しています。 資料の文字を拡大して読むことができます。ご利用は、 中央図書館窓口までお越しください。





障害福祉サービスの推進

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

国では障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障害福祉サービスや地域生活支援 事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示して います。

基本指針では、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の目標値を明確に示すことを定めています。これに基づいて、本章では富士見市の実情を踏まえた上で、埼玉県の基本的な考え方との整合を図りながら、令和5年度までに達成すべき見込み量を示します。

∥1 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	目標の考え方
国の基本指針	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域 生活に移行 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以 上削減
県の考え方	地域移行者数は国と同様 6%以上とするが、障害者施設入所者の削減 数の数値目標は設定しない
富士見市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を 加味して設定する

数值目標			
	【基準値】 令和元年度末の 施設入所者数	【目標値】	
令和5年度末までの地域生活移行者数	95 人	6 人 (6%増)	

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズを的確に捉えながら各機関との連携のもとに支援を行います。

また、障がいのある人の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の利用の促進に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

数値目標				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議 の場の開催回数	3 回	3 回	3 回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10 人	10 人	10 人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有 1 回	有 1 回	有 1 回	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	18 人	20 人	23 人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	9人	10 人	11 人	

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者等を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供 することや、精神障がいのある人の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係 者の協議の場として障害者施策推進協議会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

	目標の考え方		
国の基本指針	令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活 国の基本指針 支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運 状況を検証、検討することを基本		
県の考え方	国の方針に準ずる		
富士見市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を 加味して設定する		

数値目標				
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	援拠点等の運用状況の検証、検討 1 箇所設置 年1回以上検証、検討			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活支援拠点の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み 数	1 回 以上	1 回 以上	1回 以上	

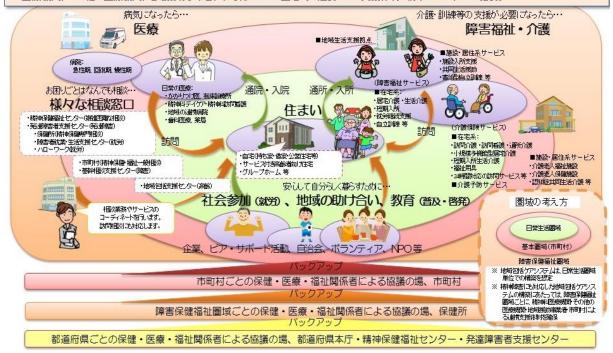
目標実現に向けた取組

障がいのある人の重度化や高齢化、そして「親亡き後」を見据え、地域生活支援を 推進するため、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対 応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を担う地域生活支援拠点等の充実 に向けた検討を行います。

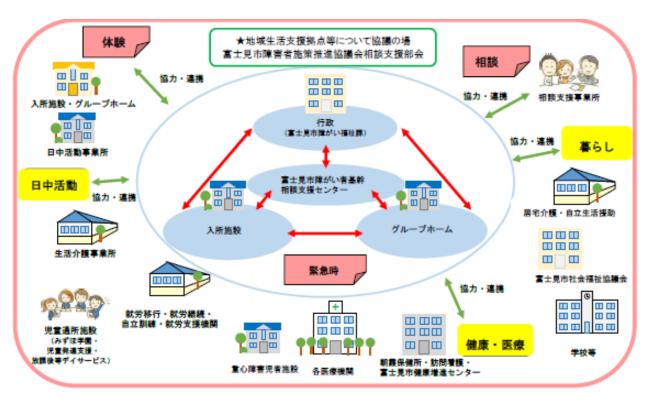
検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、障害者施 策推進協議会等の場を活用して協議を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- ○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- ○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉 介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



<富士見市地域生活支援拠点等のイメージ図>



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	目標の考え方		
	一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍 以上	
	就労移行支援における 一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍 以上	
	就労継続支援A型にお ける一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍 以上	
国の基本指針	就労継続支援B型にお ける一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍 以上	
	就労定着支援事業の利 用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通 じて一般就労に移行する人数の7割が就労定 着支援事業を利用することを基本	
	就労定着支援事業の就 労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労 定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 とすることを基本	
県の考え方		国の方針に準ずる	
富士見市の方針		国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富 士見市の実績や実状を加味して設定する	

数值目標				
	【基準値】 令和元年末の実績	【目標値】		
令和5年度までの一般就労移行者数	16 人	21 人 (1.31 倍増)		
令和5年度までの一般就労移行者数(就労移行 支援)	7人	10 人 (1. 42 倍増)		
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続 支援A型)	1人	2人(2.00倍增)		
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続 支援B型)	0人	1 人 (一倍增)		
令和5年度における就労定着支援事業の利用者 数	13 人	10 人 (76. 9%)		
令和5年度における就労定着支援事業の就労定 着率	9人	77. 8%		

目標実現に向けた取組

障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、 能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図ると ともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、きめ細かな就労支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や農福連携、障害福祉サービス 事業所等に通所する障がいのある人の工賃向上の取組などを進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

		目標の考え方
	児童発達支援センター の設置	令和5年度末までに、児童発達支援センター を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所 以上設置することを基本
	保育所等訪問支援を利 用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 を基本
	重症心身障がい児を支 援する児童発達支援事 業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
国の基本指針	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサ ービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
	医療的ケア児支援のた めの協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及 び各市町村において、保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等が連携を図るため の協議の場を設けることを基本
	医療的ケア児等に関す るコーディネーターの 配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及 び各市町村において、医療的ケア児等に関す るコーディネーターの配置を基本
県の考え方		国の方針に準ずる
富士見市の方針		国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を加味して設定する

数値目標	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	有
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構 築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所の確保	1 か所
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等 デイサービス事業所の確保	1 か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	有
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

数值目標					
令和3年度 令和4年度 令和					
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム 等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人		
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人		

目標実現に向けた取組

障がいのある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症 心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の利用 を促進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	目標の考え方
国の基本指針	令和 5 年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充 実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
県の考え方	国の方針に準ずる
富士見市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を加味して設定する

数値目標	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	有

数値目標					
令和3年度 令和4年度					
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門 的な指導・助言件数	3 件	3 件	3 件		
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3 件	3 件	3 件		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3 回	3 回	3 💷		

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	目標の考え方
国の基本指針	令和 5 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の 向上を図るための取組に係る体制を構築
県の考え方	国の方針に準ずる
富士見市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、富士見市の実績や実状を 加味して設定する

数値目標						
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築 有						
	令和4年度	令和5年度				
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1			
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結 果の共有する体制の有無	有	有	有			

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、 多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を 向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、障害者施策推進協議会の場を活用して協議を進めます。

∥2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	国が示す概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せ つ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時の同行、移動に必要な情報提供など、移動の援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的 に行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位		実績		見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護(ホーム ヘルプ) 重度訪問介護	時間/月	4, 502	4, 764	4, 874	5, 085	5, 271	5, 457
同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	実人/月	155	177	173	186	195	204

※令和2年度は見込み値

- 地域生活を支える訪問系サービスの基盤整備に向けて、市内の事業者を中心に質の 高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を推進します。
- 日常生活に支障がある障がい児・者等が、在宅生活を維持できるよう利用者ニーズ を的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2)日中活動系サービス

サービス	国が示す概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを 行います。
自立訓練(機能訓練)	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、 日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携 調整などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の 相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支 援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識 及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及 び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労 働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	利用者が就職してから、少なくとも6ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応などについて、職場訪問や家庭訪問などによる相談支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。福祉型は障がい者施設など、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設などにおいて実施されます。

① 必要な量の見込み

			実績			見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
上江 入莊	時間/月	3, 551	3, 595	3, 707	3, 774	3, 852	3, 930	
生活介護	実人/月	183	187	189	201	208	215	
自立訓練	時間/月	35	12	29	30	33	36	
(機能訓練)	実人/月	3	2	3	3	4	4	
自立訓練	時間/月	212	236	238	255	268	281	
(生活訓練)	実人/月	12	16	17	21	25	28	
<u> </u>	時間/月	478	734	857	869	957	1, 044	
就労移行支援	実人/月	27	42	48	49	53	58	
就労継続支援	時間/月	347	349	360	365	372	378	
(A型)	実人/月	19	18	18	20	21	21	
就労継続支援	時間/月	2, 189	2, 242	2, 295	2, 348	2, 401	2, 454	
(B型)	実人/月	128	135	134	141	146	151	
就労定着支援	実人/月	0	6	7	8	9	10	
療養介護	実人/月	8	8	8	8	8	9	
수급 사기 프리스는 HD 3 글다	時間/月	293	299	344	348	355	362	
福祉型短期入所	実人/月	20	22	16	20	21	22	
医病刑症物及气	時間/月	12	11	6	9	10	11	
医療型短期入所	実人/月	2	3	2	3	4	4	

※令和2年度は見込み値

- 現在、サービスを利用している人はもとより、入所施設からの地域生活移行者や富士見特別支援学校卒業生などが適切なサービスを受けることができるよう、必要量の確保に努めます。
- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての 情報提供に努め、より幅広く多くのサービス提供事業者との連携を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制 の充実を図ります。

(3)居住系サービス

サービス	国が示す概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期 的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言 などを行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、 排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援などの対象者に対し、日中活動 と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供し ます。

① 必要な量の見込み

			実績		見込み			
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
自立生活援助	実人/月	3	7	4	10	12	14	
共同生活援助	実人/月	50	55	60	70	77	84	
施設入所支援	実人/月	98	95	94	94	94	94	

※令和2年度は見込み値

- グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で必要性が指摘されていることから、障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス事業者との連携を図ります。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着 支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	国が示す概要
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス事業者などと 連絡調整、モニタリングなどを行います。
地域移行支援	障がい者施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院して いる障がい者が、退所及び退院後に地域生活に移行するための支援を行 います。
地域定着支援	施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居から一人暮らしへの移行 などで、地域生活に不安がある障がい者が地域に定着できるよう支援を 行います。

① 必要な量の見込み

			実績		見込み			
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
計画相談支援	実人/月	106	134	150	162	179	197	
地域移行支援	実人/月	1	1	0	1	1	1	
地域定着支援	実人/月	0	0	0	1	1	1	

※令和2年度は見込み値

- サービス提供体制を確保できるよう、相談支援専門員の段階的な増員や質の高いサービスの提供が行われるよう、サービス事業者との連携を推進します。
- 地域で生活している障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、地域移 行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、サービス等利用 計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や 助言を行います。

||3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	国が示す概要
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の 付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。
医療型児童発	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支
達支援	援及び治療を行います。
放課後等	就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行いま
デイサービス	す。
保育所等訪問 支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保 育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な 支援を行います。
居宅訪問型	重度の障がいなどの状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問
児童発達支援	して発達支援を行います。
障害児相談支	指定障がい児支援相談支援事業所の確保について、市内・近隣事業所と
援	の連携を進め、幅広い相談窓口の充実に努めます。

① 必要な量の見込み

			実績		見込み			
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
児童発達支援	人日/月	717	741	570	750	770	790	
元里先连又接	実人/月	91	88	73	89	91	94	
医透刑旧会系法士授	人日/月	0	0	0	0	0	0	
医療型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	0	0	
th: 無後笠ごノ共 じっ	人日/月	1, 985	1, 989	2, 542	2, 782	3, 094	3, 406	
放課後等デイサービス	実人/月	148	151	189	214	238	262	
但本正体针眼士 控	人日/月	8	11	6	8	8	11	
保育所等訪問支援	実人/月	5	6	4	5	5	6	
足点针眼型旧金丝法士运	人日/月	0	0	0	0	0	3	
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	0	1	
障害児相談支援	実人/月	45	62	66	77	88	99	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	Д	0	2	2	2	2	2	

※令和2年度は見込み値

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人 等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者 の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け 入れることができるよう事業所等との連携強化に努めます。
- 障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供で きるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保 育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、質の高いサービスが継続的に提供 されるようサービス事業者等との連携を推進します。



かたつむり教室の行事の様子

∥4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修·啓発事業

サービス	国が示す概要
理解促進研修 • 啓発事業	障がい者などの理解を深めるため、教室などの開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

① 必要な量の見込み

サービス名			実績		見込み		
	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修 · 啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

○ あいサポート運動等による障がいの理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	国が示す概要
自発的活動支 援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う 活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動な ど)を支援します。

① 必要な量の見込み

		実績			見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

○ 自主グループの活動支援を通じた、障がいのある人の生きがいづくりの促進を検討 していきます。

ピアサポート 同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間=英語で「peer」(ピア)が、体 験を語りあい、回復を目指す取組。

(3)相談支援事業

サービス	国が示す概要
相談支援事業	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス の利用支援、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行い、障が い者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるように 支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名			実績		見込み			
	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事 業	有無	有	有	有	有	有	有	

② 見込量確保の方策

○ 障がい者等の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが、地域の相談 支援体制の強化や人材育成を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	国が示す概要
成年後見制度 利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者の財産管理や福祉サービスの利用契約に後 見人の援助が必要な場合について、申し立てに必要な経費及び後見人の 報酬などを支援します。
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

① 必要な量の見込み (年間)

			実績		見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用 支援事業	人数	3	0	4	3	4	5
成年後見制度法人後 見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度は見込み値

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年 後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人への周知に努めます。
- 富士見市成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関と連携し事業を推進します。

(5) 意思疎通支援事業

サービス	国が示す概要
意思疎通支援 事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者などに、手話通訳などの方法 により、障がい者などとの意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図り ます。

① 必要な量の見込み (年間)

			実績		見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者·要約筆 記者派遣事業	件数	428	417	300	440	440	440
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

○ 富士見市手話言語条例に基づき、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備するために、手話通訳者の増員、技能の向上を図りながら、引き続き手話通訳者派遣事業等を実施します。





(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	国が示す概要
日常生活用具	重度障がい者などに対し、日常生活用具を給付することで日常生活の便
給付等事業	宜を図ります。

① 必要な量の見込み (年間)

			実績		見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護訓練支援用具	給付件数	2	4	1	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	12	14	14	14	14	14
在宅療養等支援用具	給付件数	8	7	12	9	9	9
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	25	22	27	25	25	25
排泄管理支援用具	給付件数	2, 082	2, 046	2, 014	2, 047	2, 047	2, 047
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	給付件数	0	1	1	1	1	1

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

○ 日常生活用具に関する利用者のニーズの把握と、サービスを必要とする人への事業 の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	国が示す概要
手話奉仕員養 成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者と して期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した 者)の養成研修を行います。

① 必要な量の見込み (年間)

		実績			見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成 研修事業	講習修了 見込み者数	28	18	20	20	20	20

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

○ 聴覚障がい者の日常生活上の意思疎通支援を担う手話通訳者及び手話奉仕員等を 養成するとともに、富士見市手話言語条例に基づき、入門講習会等を継続して実施 し、手話に対する理解を深め、広く普及に努めます。

(8)移動支援事業

サービス	国が示す概要
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出 が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

① 必要な量の見込み (年間)

		実績			見込み		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援	人数	75	74	59	72	70	69
	時間数	919	861	664	770	720	670

※令和2年度は見込み値

② 見込量確保の方策

○ 利用者の状況やニーズに応じた移動支援を実施します。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	国が示す概要
地域活動支援センター事業	<基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行います。 <機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び 地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育 成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発などの実施、雇 用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴 などのサービスを実施します。

② 見込量確保の方策

○地域活動支援センターについては、地域で運営していた事業所が平成 28 年 10 月 に生活介護事業所に移行しました。現在、近隣にある地域活動支援センター利用者 はいない状況であるため、当事者のニーズ等の把握に努めます。



計画の推進

||1 計画の推進体制

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体からの意見やニーズを把握し、反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障害福祉サービス事業所、学識経験者、市民などのさまざまな立場からの参画を得て開催されている富士見市障害者施策推進協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方など、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康 づくり、まちづくりや道路交通、学校教育、社会教育など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策を効率的かつ効果的に推進します。 また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができ るよう「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高め ていきます。

(4) 持続可能な制度の構築

今後見込まれる障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的に サービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努 めます。

(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ緊密な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

||2 計画の進行管理

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込み量などの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

市においては、庁内における進捗把握とともに、障がい者団体、障害福祉サービス 事業者、学識経験者、市民などで構成される富士見市障害者施策推進協議会と連携し て、点検と評価、改善策の検討を行います。

> 基本指針 計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービ ス提供体制に関する必要量の見込の提示

> > 計画 Plan

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、サービスの見込量の設定やその他確保のための方策等を定める。

Plan

改善 Act

中間評価等の結果を踏まえ、必要が あると認められるときは、計画の変 更や事業の見直し等を実施する。 Act

Do

実行 Do

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

Check

評価 Check

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間報告として分析・評価を行う。



資料編

||1 計画の策定経過

日付		名称	内容
令和2年	6月29日	第 1 回富士見市障害者施策推進協議会	・計画概要について・年間スケジュールについて・アンケート調査(案)の検討ほか
令和2年 令和2年	8月11日~ 8月28日	アンケート調査	・富士見市内在住の障害者手帳等所持者、自立支援医療給付の受給者、難病等の対象疾病の該当者から無作為抽出で3,300人に対して調査実施。回収率:56.0%
令和2年	_	当事者団体・事業所等ヒ アリング調査	• 市内の当事者団体・事業所等延べ 30 団体
令和2年 令和2年	9月15日~ 9月30日	第4期計画における事業実施状況調査	・関係各課が第4期計画における施 策・事業の取組を自己評価し第5期 計画への方向性を示すもの
令和 2 年	11月 4日	第 1 回富士見市障害者計画推進委員会	第4期計画における事業実施状況調査結果報告第5期計画における施策の展開について
令和2年	11月20日	第2回富士見市障害者施策推進協議会	・第5期富士見市障がい者支援計画 (素案)について
	2月 1日~ 3月 1日	パブリックコメント実施	第5期富士見市障がい者支援計画 (素案)について市ホームページに 掲載し市民の意見を募集6通12件の意見あり
令和3年	3月24日	第3回富士見市障害者施策推進協議会	・パブリックコメントの結果報告

∥2 富士見市障害者施策推進協議会条例

平成 30 年 3 月 26 日 条例第 23 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、富士見市 障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第 6 項(同条 第 9 項において準用する場合を含む。)の規定により、市長に意見を述べること。
 - (2) 市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議 し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - (3) 市の障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する 事項を調査審議すること。
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項 の規定により地域の実情に応じた障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)への支援 体制の整備について協議すること。
 - (6) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害 児福祉計画に関し、同条第 10 項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 障害者等及びその家族
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 障害者の福祉に関係する団体の代表者
 - (4) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。。

(部会)

- 第7条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 富士見市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

任期:平成30年7月1日~令和3年6月30日

役職	氏名	委員構成
会長	小菅 賢一	入間東部むさしの作業所
副会長	田嶋 英行	文京学院大学
委員	木内 一夫	富士見市身体障害者福祉会
委員	瀬尾 英樹	富士見市精神障害者家族会歩みの会
委員	橋本 幸子	富士見市聴覚障害者の会
委員	星野 好孝	富士見市心身障害児・者親の会みのり会
委員	三川 登喜子	障害者の保育・教育・就労を考える「クレヨンの会」
委員	山道 廣子	埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会富士見支部
委員	小川 憲司	NPO 法人アドバンス
委員	藤山 久代	富士見市障がい者基幹相談支援センター
委員	細野浩一	富士見市•三芳町手話通訳者派遣運営委員会
委員	阿部和彦	富士見特別支援学校
委員	小寺 ひろ美	富士見市社会福祉協議会
委員	齋藤 久美子	川越公共職業安定所
委員	横山 創	朝霞保健所
委員	朝倉 朋栄	みずほ学園
委員	木根渕 主子	公募市民
委員	古川信行	公募市民

4 富士見市障害者計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市障害者計画の円滑な推進を図るため、富士見市障害者計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 障害者計画の推進に必要な調査及び研究に関すること。
 - (2) 障害者計画の推進のための連絡調整に関すること。
 - (3) 障害者計画の見直しに関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。 (会長及び副会長)

- 第4条 推進委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、健康福祉部長とし、副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 推進委員会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。 (作業部会)
- 第6条 会長は、第2条第3号に係る事務を行わせるため、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、委員の所属する課等の職員のうちから当該委員の指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会は、障害者計画の見直し案を作成し、推進委員会に提出するものとする。
- 4 作業部会は、調査、研究等のテーマごとのグループ編成とし、当該グループ単位で作業 する。
- 5 グループにリーダー、サブリーダー及び書記を置く。
- 6 リーダーは、推進委員会からの要請があるときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表(第3条関係)

会長	健康福祉部長
委員	総務部 秘書広報課長
	総務部 総務課長
	総務部 職員課長
	総務部 安心安全課長
	総合政策部 政策企画課長
	市民生活部 人権・市民相談課長
	子ども未来部 保育課長
	子ども未来部 みずほ学園長
	健康福祉部 福祉課長
	健康福祉部 障がい福祉課長
	健康福祉部高齢者福祉課長
	健康福祉部 健康増進センター所長
	まちづくり推進部 まちづくり推進課長
	まちづくり推進部 産業振興課長
	建設部 道路治水課長
	建設部 交通・管理課長
	建設部建築指導課長
	教育委員会教育政策課長
	教育委員会生涯学習課長
	教育委員会 学校教育課長
	教育委員会 教育相談室長

■5 用語解説

【あ行】

アールブリュット

生(き)の芸術。フランスの画家デュビュッフェにより提唱。美術教育を受けていない人などが、既成の表現法にとらわれず自由に制作した作品をいう。

ICT

Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

医療的ケア児

病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

LLブック

知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。同国で 1960 年代から出版が開始された。当初は知的障がい者向けに刊行されていたが、現在では高齢者や移民、認知症の人など、読むことに困難を伴いがちな幅広い層へと対象が広がり、北欧を中心に普及している。日本では障がい者の支援団体などが制作しており、少しずつ認知が広がっている。

おうちに帰ろうプロジェクト

長期・社会的入院をしている方に対して、障がい者を支援する事業所、医療機関、保健所、 市が一体となり、退院や退院後の地域生活を支える取組。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。

強度行動障害

心的緊張が社会的関係において非合理,攻撃的,自己破壊的な形で表出され,それが反復される場合をいう。

グループホーム

家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

ケアマネジャー

本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うサービス及びその事業者のこと。

経管栄養

チューブやカテーテルなどを使い、胃や腸に必要な栄養を直接注入すること。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な 人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐 待や財産侵害など)が起きないようにすること。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいのこと。

合理的配慮

「障害者権利条約」の第 2 条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。

【さ行】

支援籍

障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍のこと。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

障害者優先調達法

国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

ジョブコーチ (職場適応援助者)

障がいのある人、事業主及び家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援を実施する業務をする人。障がいのある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

情報保障

身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。

ソーシャルインクルージョン

障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助けあって生きていこうという考え方。

ソーシャルスキル

社会の中で自立し主体的であるとともに、他の人との協調を保って生きるために必要とされる、生活上の能力。社会技能。

【た行】

地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対 応などの必要な機能を備えた拠点のこと。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に構築が進められている。

【な行】

内部障がい

身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法においては、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい(HIV 感染症)、肝臓機能障がいの7つが該当する。

難病

治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病。平成 25 年4月から障害者総合支援法に定める障がいのある人の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援などの対象となった。

日中サービス支援型指定共同生活援助

障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、 短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとして おり、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を 担う。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【は行】

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において 発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。 具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障 がいなどがこれに含まれる。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去しようとすること。

ピアサポート

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間=英語で「peer」(ピア)が、体験を語りあい、回復を目指す取組。

福祉的就労

障がいなどの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。

ヘルプカード

障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためカード。

ホームヘルパー

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う専門職およびその事業者のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体能力、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。

【ら行】

ライフスキル

移動や買い物、福祉サービスの利用方法など、日常生活に必要な能力。

リハビリテーション

心身に障がいのある者の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

レベルAA

ウェブコンテンツが満たすべきアクセシビリティの品質基準。「レベル A」「レベル AA」「レベル AAA」の3 つのレベルの達成基準が定められており、「レベル AAA」の方がより高度な水準になる。

第5期富士見市障がい者支援計画 令和3年4月

富士見市 健康福祉部 障がい福祉課 〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1 電 話 049-251-2711 (代表) FAX 049-251-1025